



第2次  
とよた男女共同参画プラン

# クローバープランⅡ



豊田市

平成22年3月





---

## はじめに

---

男女共同参画社会は、男性、女性が性別に関係なく、社会を構成する対等なメンバーとして互いに認め合い、仕事、家庭、地域などあらゆる分野において参画する機会を平等に有し、喜びも責任もともに分かち合う社会です。

我が国では、男女共同参画社会の実現を21世紀の社会を決定する最重要課題として位置づけ、少子化やワーク・ライフ・バランス等の観点から積極的な議論や取組を展開しています。

豊田市においても、平成12年に「とよた男女共同参画プラン(クローバープラン)」を、平成18年には改訂版である「とよた男女共同参画プラン(クローバープラン(後期))」を策定し、市民一人ひとりが個性と能力を生かせる社会を目指して様々な取組を進めています。また、平成13年には男女共同参画社会づくりの拠点施設として、現在の「とよた男女共同参画センター(キラッ☆とよた)」をオープンしました。

今回、クローバープラン後期計画の計画期間が終了するのに際し、これまでの家庭・職場等における男女共同参画に関する市民の皆様の意識や男女不平等、男女の社会参画の実態、計画の推進状況や社会経済の動向などを踏まえ、新しいプランとしてとりまとめました。

新しいプランでは、「めざすべき姿」を実現するために、DVの根絶や被害者への支援、市民一人ひとりが自分らしく生活するためのワーク・ライフ・バランスに関する事業など、今後より一層の取組が求められている分野に対し重点的に取り組みます。

終わりに、本プランの策定にあたり、市民の皆様には意識調査やパブリックコメントなどにより貴重なご意見をいただきましたことに感謝を申し上げますとともに、ご意見やご協力を賜りました男女共同参画推進懇話会の委員を始め、関係者の皆様に心より御礼申し上げます。

平成22年3月

豊田市長 鈴木 公平



クローバー  
【Clover】

マメ科：トリフォリウム属の英名。ヨーロッパ原産。日本ではシロツメクサをさす。

四つ葉のクローバーは「希望」「愛情のしるし」「幸せ」を表し、  
それを発見したのものには幸運が訪れるという古くからの言い伝えがある。

『とよた男女共同参画プラン』では、人の生涯をクローバーにみたて、  
それぞれのライフステージを葉の1枚で表現することとし、  
広く親しんでいただけるよう、通称を「クローバープラン」と名づけました。  
このクローバーのマークには、どのライフステージにおいても充実した生活を送ることができる  
「バランスのとれた社会」を目指すという意味合いも持たせています。  
また、葉を支える茎の部分は男女共同参画の意識を表しています。

# 目次

はじめに

<b>I 計画の策定にあたって</b> .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	2
2 本計画の位置づけ .....	2
3 計画期間 .....	2
4 社会動向 .....	3
5 豊田市の現状と課題 .....	6
<b>II 基本計画</b> .....	7
1 計画の基本的な構成 .....	8
2 めざすべき姿 .....	9
3 取組の効果を図る指標 .....	10
4 計画の基本理念 .....	11
5 5つの重点的な取組 .....	12
6 施策体系 .....	21
<b>III 施策の展開</b> .....	29
1 ライフステージ1:命をはぐくむ .....	30
2 ライフステージ2:個を尊び・育てる .....	42
3 ライフステージ3:共に働き・共に生きる .....	50
4 ライフステージ4:老いを生き・老いを支える .....	64
5 全てを支える行政基盤 .....	70
<b>IV 計画の推進にあたって</b> .....	73
1 数値目標の設定による進捗管理 .....	74
2 主体の役割分担 .....	75
参考資料 .....	79





## I 計画の策定にあたって

# I 計画の策定にあたって



## 1 計画策定の趣旨

豊田市では、平成11年6月に施行された「男女共同参画社会基本法<sup>1)</sup>」をうけて、平成12年に「とよた男女共同参画プラン(クローバープラン)」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してきました。その後、平成18年3月には、過去5年間における取組状況を踏まえて一部改定を行い、平成21年度を目標年次とする「後期計画」を策定し、現在に至っています。

後期計画では、「真の理解」、機会の平等、「理解」から「行動」、不当な男女格差・人権侵害の解消を今後の5年間の課題として位置づけ、さらなる男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてきました。その結果、市民の男女共同参画意識の醸成や、男性の家事・育児・介護への参画といった具体的な行動の変化も見られるようになるなど、取組の成果が着実に進みつつあります。しかし、家庭や地域、職場など様々な場面において、まだ男女の不平等感があるなど、男女共同参画社会の実現に向けた課題が残されています。また、過去10年間で大きく社会情勢が変化し、それによる新たな課題への対応も必要となっています。

こうしたことから、これまで10年間の取組の成果や市民の意識の変化を踏まえつつ、男女共同参画社会の実現を加速させるための効果的な取組を実施することが必要となっています。

## 2 本計画の位置づけ

本計画は、第7次豊田市総合計画を上位計画とする分野別計画の1つとして位置づけられた「とよた男女共同参画プラン(クローバープラン)」の後継計画であり、豊田市における男女共同参画社会の実現に関する計画として策定したものです。

## 3 計画期間

本計画は平成22年度から平成26年度の5年間で計画期間とします。

<sup>1)</sup>男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、男女共同参画社会の形成に向けた基本理念を定め、国や地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めている法律で、平成11年に成立しました。基本理念としては、男女の人権の尊重・社会における制度又は慣行についての配慮・政策等の立案及び決定への共同参画・家庭生活における活動と他の活動の両立・国際的強調の5つが挙げられています。



## 4 社会動向

### 4-1 世界や国の動き

国では、世界女性会議の動きにあわせて、昭和52年に「国内行動計画」が策定されたのをきっかけとして女性の地位向上に関する取組が始まりました。特に第4回世界女性会議<sup>2</sup>で採択された「行動綱領」をうけ、平成8年12月に国のアクションプランにあたる「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

平成11年には男女共同参画社会基本法が成立し、男女共同参画社会の形成についての基本理念が明らかにされるとともに、「男女共同参画基本計画」(平成12年成立)の策定や、基本的な方針・政策や重要事項等についての調査審議を行う「男女共同参画会議」(平成13年1月、従来の男女共同参画審議会を改組)の設置が明記されました。これらにより、わが国における男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するための基本的な枠組みが定まりました。

「男女共同参画基本計画」は平成17年12月に「第二次男女共同参画基本計画」として見直しが行われ、「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」や「雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保」など、12の重点分野を掲げています。

また、「男女共同参画会議」の下に設置された「専門調査会」では、DV<sup>3</sup>やワーク・ライフ・バランス<sup>4</sup>など様々なテーマに関する調査研究を行っています。近年では平成19年7月に「ワーク・ライフ・バランス推進の基本的方向報告」が、平成20年1月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」が、同年10月に「地域における男女共同参画推進の今後のあり方について」がそれぞれ公表されるなど、矢継ぎ早に成果が出されています。このうち、「地域における男女共同参画推進の今後のあり方について」では、「男女共同参画の視点を様々な分野に取り入れる」ことにより、これまでの知識の習得や意識啓発を中心とした取組から発展して、「課題解決型の実践的な活動中心の取組に移行していく」ことを、地域における男女共同参画の取組の第二ステージとしています。

さらに、男女共同参画推進本部(平成6年設置)では、「第二次男女共同参画基本計画」で目標とされている「2020年までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%に」という内容を早期かつ確実に実現させるために、平成20年4月に「女性の参画加速プログラム」を発表しています。

2: 第4回世界会議では、実質的な男女平等の推進とあらゆる分野への女性の全面的参加などの38項目からなる「北京宣言」と、貧困、教育、健康、女性に対する暴力、経済、人権、環境などの分野における戦略目標及び行動を提示した「行動綱領」が全会一致で採択されました。

3: 配偶者(事実婚、別居を含む)やパートナーなど親密な関係にある、またはあった人から振られる暴力のことをいいます。暴力には殴る蹴るなどの身体的暴力のみならず、大声でどなる、外出や交友関係を制限する、生活費を渡さない、性行為を強要する、といった精神的な苦痛や経済的な抑圧なども含まれます。近年は、結婚していない男女間での暴力、「デートDV」も問題となっています。

4: 老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活などにおいて、自らが希望するバランスのとれた生活を送ることを指します。そのような生活を実現させるためには、働き方の見直しや家庭における家族の役割分担などが必要とされています。

## 4-2 愛知県の動き

愛知県では、平成元年に女性行動計画「あいち女性プラン」を策定し、女性の自立や社会参画を促進するための基本的なあり方を明らかにしました。平成8年5月には、愛知県女性総合センター「ウィルあいち」を開館し、平成9年には同プランを改定した「愛知男女共同参画2000年プラン」を策定しました。その後、国における「男女共同参画基本計画」の策定に合わせる形で、平成13年3月には「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」を策定しました。

平成14年3月には男女共同参画の基本理念や、県、県民、事業者の取組の基本的な方向を明らかにした「愛知県男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画の推進に係る体制を整備してきました。

さらに、平成18年10月に、計画策定後5年が経過したことや、国の「第二次男女共同参画基本計画」の策定などの社会経済状況の変化を受け、施策体系や数値目標の大幅な引き上げなどの見直しを行った「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～(改定版)」を策定しています。

## 4-3 豊田市におけるこれまでの取組

豊田市では、愛知県の取組に先駆けて、昭和58年に「豊田市婦人行政行動計画」を策定して以来、「第二次とよた女性プラン」(平成2年)、「同改定」(平成7年)、「とよた男女共同参画プラン(クローバープラン)」(平成12年)と男女共同参画の実現に向けた取組を推進してきました。その後、豊田市と周辺6町村との合併や社会状況の変化を踏まえ、平成18年3月に計画の見直しを行い、「後期計画」を策定しました。

後期計画では「命をはぐくむ」「個を尊び・育てる」「共に働き・共に生きる」「老いを生き・老いを支える」の4つのステージごとの目標に沿って、具体的な数値目標を設定しながら現在まで様々な施策展開を行っています。

また、男女共同参画の推進拠点として、平成13年度に「女性活動センター(昭和60年設置)」をリニューアルして「女性センター」をオープンしました。平成17年4月には「とよた男女共同参画センター<sup>5</sup>」に名称を変更し現在に至っています。

豊田市では、計画の進捗状況や市民意識を把握する目的で、「男女共同参画に関する意識調査」を平成10年度以降5年おきに実施しているほか、「女性への暴力に関する意識と実態に関する調査」や「職場における男女共同参画意識調査」、「子どもの男女共同参画に関する意識調査」を実施しています。

<sup>5</sup>: 豊田市が設置・運営している男女共同参画社会実現のための拠点施設で、情報誌の発行、セミナー・講座やイベントの開催、女性団体支援等様々な活動を行っています。

国・愛知県・豊田市におけるこれまでの取組の概要(年表)

	世界	国	愛知県	豊田市
1975 (昭和50年)	世界女性会議【第1回】 (メキシコシティ)			
1977 (昭和52年)		「国内行動計画」策定		
1980 (昭和55年)	「国連婦人の10年」中間年世界 会議【第2回】(コペンハーゲン)			
1981 (昭和56年)		「国内行動計画後期 重点目標」策定		
1983 (昭和58年)				「豊田市婦人行政行動計画」 策定
1985 (昭和60年)	「国連婦人の10年」ナイロビ 世界会議【第3回】(ナイロビ)	「男女雇用機会均等法」施行		「女性活動センター」 設置
1987 (昭和62年)		「西暦2000年に向けての 新国内行動計画」策定		
1989 (平成元年)			女性行動計画 「あいち女性プラン」策定	
1990 (平成2年)	国連経済社会理事会(国連 婦人に関する地位委員会)			「第二次とよた女性プラン」 策定
1991 (平成3年)		「育児・介護休業法」施行 「新国内行動計画」第一次改訂		
1994 (平成6年)		「男女共同参画推進本部」設置 「男女共同参画室」設置 「男女共同参画審議会」設置		
1995 (平成7年)	第4回世界女性会議 (北京)			「第二次とよた女性プラン」 改訂
1996 (平成8年)		「男女共同参画社会 2000年プラン」策定	「愛知県女性総合センター (ウィルあいち)」開館	
1997 (平成9年)		「男女雇用機会均等法」改正	「あいち男女共同参画 2000年プラン」策定 (「あいち女性プラン」改定)	
1998 (平成10年)		「男女雇用機会均等法」改正		男女共同参画に関する 意識調査
1999 (平成11年)		「男女雇用機会均等法」、 「労働基準法」、 「育児・介護休業法」改正 「男女共同参画社会基本法」 施行		
2000 (平成12年)	国連特別総会「女性2000年 会議」(ニューヨーク)	「介護保険法」施行 「男女共同参画基本計画」 策定		「とよた男女共同参画プラン」 (クローバープラン)策定
2001 (平成13年)		「男女共同参画局」設置 「男女共同参画会議」設置 「配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護に関する法律」施行	「あいち男女共同参画プラン21 ～個性が輝く社会をめざして～」 策定	「女性活動センター」を 「女性センター」に名称 変更
2002 (平成14年)			「愛知県男女共同参画 推進条例」策定	女性への暴力に関する 意識と実態調査
2003 (平成15年)		「労働基準法」改正 「次世代育成支援対策推進法」施行 「少子化社会対策基本法」施行		男女共同参画に関する 意識調査
2004 (平成16年)		「配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護に関する法律」改正		
2005 (平成17年)	第49回国際婦人の地位向上 委員会「北京+10」 (ニューヨーク)	「育児・介護休業法」改正 「介護保険法」改正 「第2次男女共同参画社会 基本計画」策定		「女性センター」を 「とよた男女共同参画 センター」に名称変更
2006 (平成18年)		「女性の再チャレンジ支援プラン」 策定 「女性の再チャレンジ支援プラン」 改定 「男女雇用機会均等法」改正	「あいち男女共同参画プラン21 ～個性が輝く社会をめざして～」 改定	「とよた男女共同参画プラン」改定 職場における男女共同参画 意識調査
2007 (平成19年)		「配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護に関する法律」改正 「仕事と生活の調和(ワーク・ ライフ・バランス)憲章」策定		子どもの男女共同参画に 関する意識調査 女性への暴力に関する 意識と実態調査
2008 (平成20年)		「女性の参加加速プログラム」 策定		男女共同参画に関する 意識調査

注) 枠囲みは相互に関係性のある(→の流れのある)事象を示しており、特に重要な内容を表します。

## 5 豊田市の現状と課題

後期計画では、計画の取組の成果をみるために、以下に示す指標を設定し、それぞれについて平成21年度の目標値(計画目標)を定めています。

これらの指標の状況を見ると、多くの指標で計画を策定した平成15年度よりは上昇しており、取組が一定の成果をあげているといえますが、すべての指標で計画目標を達成するには至っていません。

中でも、「地域社会の場で男女は平等であると感じている市民の割合」「審議会における女性委員割合」「女性の人権について日ごろ意識している市民の割合」はいずれの値も平成15年度よりも減少しており、目標値との差が大きくなっています。

また、「家庭生活」や「社会通念、慣習や風潮」といった場面で「男女が平等であると感じている市民の割合」も、指標値に大きな変化がみられません。また、家事における夫婦の共同化の割合の上昇がわずかであるといった点も明らかになっています。こうしたことから、引き続き男女平等に関する意識啓発や、様々な場面での機会の均等と男女がともに活動できる環境を構築するための様々な取組が必要であることがわかります。

計画目標と指標値の変化			
指標	平成15年度	平成20年度 (現状)	21年度目標 (計画目標)
①「男は仕事・女は家庭」という考え方に対して反対だと感じている市民の割合	■反対する人の割合		
	81.4%	54.5%	90%以上
②男女は平等であると感じている市民の割合	■平等と感じている割合		
*家庭生活において	24.9%	26.9%	30%以上
*社会通念、慣習や風潮において	8.5%	8.8%	20%以上
*職場で	12.9%	17.4%	20%以上
*地域社会の場で	19.7%	19.1%	30%以上
③家庭における夫婦の役割分担の現状	■夫婦が共同で行っている割合		
*家事	12.1%	15.1%	20%以上
*子育て	34.2%	42.7%	50%以上
*老親等の世話や介護	32.4%	41.1%	50%以上
④審議会・地域会議等の女性委員割合	■女性委員割合		
*審議会における女性委員割合	28.2%(H17)	25.4%	30%
*地域会議における女性委員割合	19.6%(H17)	22.0%	30%
⑤女性の人権について日ごろ意識している市民の割合	■意識している割合		
	57.7%(H15)	48.7%(H17)	70%
⑥女性のための相談室「クローバーコール <sup>6</sup> 」の認知度	■「クローバルコール」の認知度		
	20%(H14)	36.4%(H19)	50%

注)「①男は仕事・女は家庭」という考え方に対して反対だと感じている市民の割合については、平成15年度と平成20年度で設問の表現が異なっています。

⑤は市民意識調査、⑥は女性への暴力に関する意識と実態調査、それ以外は男女共同参画に関する意識調査の各指標

6:豊田市が運営している、悩みや問題をかかえた女性のための電話相談のことです。専門の女性相談員が対応しています。



## Ⅱ 基本計画

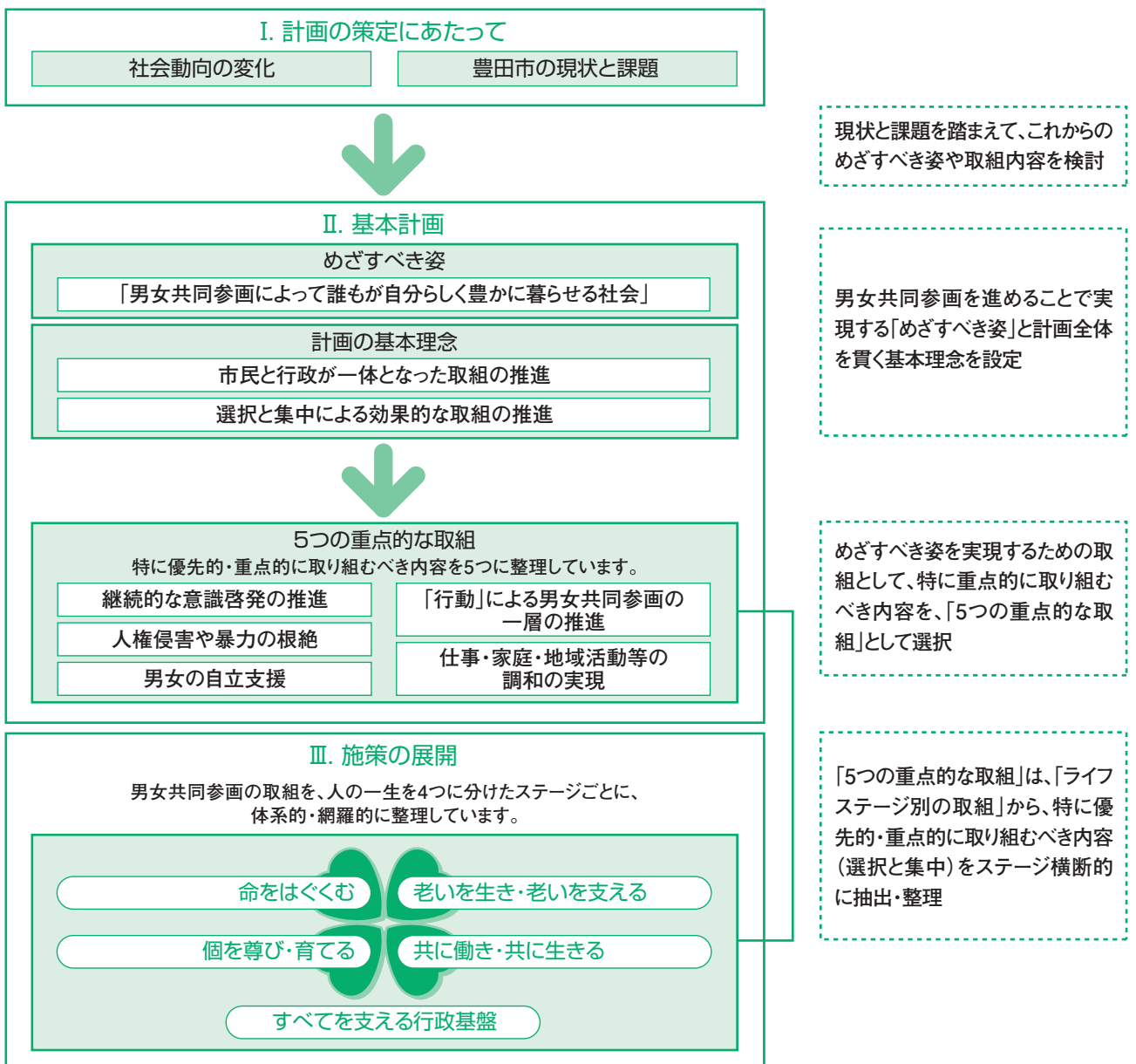




## 1 計画の基本的な構成

これまでみてきた現状や課題等を踏まえて、本プランとしてめざすべき姿と計画の基本理念を明らかにしました。

その上で、めざすべき姿を実現するための取組を、人の一生を4つに分けたライフステージ別に体系的・網羅的に整理するとともに、その中から特に優先的・重点的に取り組むべき内容を「5つの重点的な取組」として整理しました。



## 2 めざすべき姿

豊田市では、  
「男女共同参画によって誰もが自分らしく豊かに暮らせる社会」  
を構築します。

あらゆる場面で、男女が互いに認め合い、支え合いながらともに活動する男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国における最重要課題として位置づけられたテーマです。これまで豊田市では、男女共同参画社会を実現するために、意識啓発や知識の習得などの取組を推進してきました。こうした取組は一定の成果を上げていますが、具体的な行動につながっていないなど、十分な成果を得るまでには達しておらず、今後更なる取組が必要です。

一方、核家族化による子育ての難しさや負担の拡大、少子化の進展や高齢者の増大による老老介護や孤独死等、家族に関する問題が顕在化しています。また、職場において、男女とも仕事と家庭生活、地域生活などを両立するための制度や環境が十分でないため、ワーク・ライフ・バランスが実現できない状況も発生しています。さらに、配偶者への暴力やセクシュアル・ハラスメントなど女性の人権侵害などは後を絶たない状況にあるなど、様々な社会問題が表面化しています。

男女が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる機会を平等に有し、活躍することができる男女共同参画社会の実現は、こうした様々な社会問題を解決する道筋となり、誰もが自分らしく豊かな人生を送ることを可能にします。このことにより、新たな視点や発想が提起され、社会の活性化にもつながります。

以上のことから本プランでは、男女共同参画社会を実現することで、男女を問わずすべての市民が『誰もが自分らしく豊かに暮らせる社会』を構築していくことをめざすべき姿として定めました。



### 3 取組の効果を図る指標

本計画で取り組む施策により、めざすべき姿にどの程度近づいているかを明らかにするために、後述する「重点的な取組」の内容に即して以下の指標を設定します。

計画目標と指標値の変化				
重点的な取組	評価指標	把握方法	現状値 (H20年度)	目標値 (H26年度)
①継続的な意識啓発の推進	男女は平等であると感じている市民の割合			
	家庭生活において	市民意識調査	26.9%	35%
	社会通念、慣習や風潮について	市民意識調査	8.8%	20%
	職場で	市民意識調査	17.4%	30%
	地域社会の場で	市民意識調査	19.1%	30%
	男女共同参画センター利用者数		27,714人	33,000人
②「行動」による男女共同参画の一層の推進	審議会における女性委員割合	事業による取得 [77]	25.4%	30%
	地域会議 <sup>7</sup> における女性委員割合	事業による取得 [69]	22.0%	30%
	家庭における夫婦の役割分担の現状 (夫婦が共同で行っている割合)			
	家事	市民意識調査	15.1%	30%
	子育て	市民意識調査	42.7%	60%
③人権侵害や暴力の根絶	被害者支援グループ数	事業による取得 [53]	—	1
	女性相談窓口の認知度	市民意識調査	36.4% (H19年度)	50%
④仕事・家庭・地域活動等の調和の実現	愛知県ファミリー・フレンドリー企業に登録した市内企業数	事業による取得 [81]	60社 (H21年度)	150社
	現実に仕事を優先している人の理想とのギャップ <sup>8</sup>	市民意識調査	男性32.3% 女性78.5%	男性25% 女性50%
⑤男女の自立支援	待機児童への対応 (こども園の定員数)	事業による取得 [19]	11,505人	11,800人
	シニア世代向けの男女共同参画推進事業	事業による取得 [84]	—	6事業

7: 豊田市では平成17年4月の市町村合併を機に、同年9月に制定された豊田市まちづくり基本条例を受けて共働によるまちづくりを推進するために都市内分権を進めています。地域会議は、住民の多様な意見の集約と調整を行い、共働によるまちづくりの推進役となる組織として市内26地域に設立され、地域課題やまちづくりについて、地域としてどう解決するかを検討しています。

8: 男女ともに現実に仕事を一番優先している人のうち、理想としては仕事以外のものを一番としたい人の割合



## 4 計画の基本理念

「めざすべき姿」を実現するために、本計画では次の2つの理念に基づいて、各施策を推進していきます。

### ◆市民と行政が一体となった取組の推進

男女共同参画社会の実現のためには、家庭や地域社会などあらゆる場面において、行政だけではなく市民・企業・各種団体などが、男女共同参画に対する強い自覚と責任を持って、ともに活動していくことが重要となります。

このため、本計画では市民・企業の活動支援や活動団体の育成を行うとともに、市民や企業に対する役割分担の明確化を図り、市民・企業の活動を促進します。また、意識啓発や具体的な男女共同参画の実現に向けた行動の中で、市民・企業との連携による事業を展開するなど、市民や企業と一体となった取組を推進していきます。

### ◆選択と集中による効果的な取組の推進

これまでの10年間の「クローバープラン」の取組の結果、様々な分野で女性と男性が互いに認め合い、支えあう共同型社会の実現に向けて市民の意識の向上が見られるようになりました。しかしながら、家庭や地域社会、職場では依然として男性に対する優遇感が残っているなど、十分な成果が上がっていない面もあり、引き続き意識啓発などの取組が必要となっています。また、ワーク・ライフ・バランスの実現など新たな課題もでており、こうした課題への対応も必要となっています。

しかしながら、昨今の厳しい経済情勢の中、限られた行政資源を有効に活用するためには、より効果的・効率的な取組が必要となっています。

こうしたことから、本計画において5つの重点的な取組を抽出するとともに、重大な人権侵害であるDVへの対応やワーク・ライフ・バランスの実現など、今後より一層の取組が求められている分野に対して特に重点的に取り組んでいきます。

## 5 5つの重点的な取組

本プランでは、これまでみてきた現状や課題を解決し、めざすべき姿を実現するために、特に重点的に取組を進めることが必要な内容として、次の5つを定めます。

### 1 継続的な意識啓発

これまで、行政では男女平等意識の向上のため様々な取組を行ってきましたが、社会制度や慣行で、男女の固定的な役割分担意識が根強く残っています。誰もが男女共同参画について正しく理解していくために、男女共同参画とは何か、なぜ、男女共同参画を進めるのかといった基本的なテーマについて共通認識を高めていくことが重要です。




本プランでは、意識啓発の推進を第一の重点的な取組として掲げ、意識の浸透が十分に進んでいない高齢者や職場など、対象を明確にした取組を進めるとともに、啓発事業などの取組を行うことで、市民の男女共同参画に関する理解を深めます。


#### 取組の方向性

##### ①対象を明確にした意識啓発の推進

これまでの全市民を対象とした意識啓発事業だけではなく、子どもがジェンダー<sup>9</sup>を正しく理解する上で大きな影響をもつ保護者や、男女共同参画意識の浸透が不十分な高齢者層や企業に対し、様々な機会を活用して各種講座の開催や情報誌等による情報提供などの意識啓発を効果的に推進します。

#### 具体的な事業

-  ①PTA・子ども会・ジュニアクラブなどあらゆる機会を通じた保護者への啓発活動の推進  
(次世代育成課)[37]
-  ②シニア世代向けの男女共同参画推進事業(生涯学習課、男女共同参画センター)[84][92]
-  ③講師派遣事業の実施(男女共同参画センター)[71][80]

注)数字の横に「」がついているものは重点事業を示します。

<sup>9</sup>:生物学的な性別ではなく、「女らしさ、男らしさ」など文化的・社会的につくられた性別をさします。例えば「男は仕事・女は家庭」という性別役割分業などは、個人の個性や能力と関わりなく、「男・女」の性別による役割が与えられているものです。このような考え方に縛られることは、男性にとっても女性にとっても生き方の幅を狭めることになります。

## ②市民相互による理解の促進

男女共同参画とは何か、どういった効果があるのかといった内容について、講座や情報誌のように一方的な情報提供を続けるだけでなく、市民参加型のワークショップの開催など、市民が互いに議論し、理解を深める機会を提供します。

### 具体的な事業

- ④ ①市民ワークショップの開催(生涯学習課、男女共同参画センター)[62]
- ④ ②市民活動団体との共働による意識啓発事業の展開(男女共同参画センター、地域支援課)[63]

## ③全市的な男女共同参画に対する機運の盛り上げ

男女共同参画週間にあわせて男女共同参画に関する様々な啓発事業を開催するなど、全市的な男女共同参画に対する機運を盛り上げるとともに、男女共同参画に対する正しい理解を深めるきっかけを提供します。

### 具体的な事業

- ④ ①市民との共働による男女共同参画教育の推進(男女共同参画センター、学校教育課)[33]
- ④ ②男女共同参画週間に合わせた啓発イベントの展開(男女共同参画センター)[60]

## 2 「行動」による男女共同参画の一層の推進

男女が様々な活動に対する機会の平等を享受し、主体的に意欲を持って実践的な活動を推進していくことが、男女共同参画社会が目指す姿でもあります。しかしながら、家庭において家事などを夫婦共同で行うことを望ましいとする考えが多いものの、現実には主に妻が担っています。また、地域社会においても性別役割分担が存在するなど、男女共同参画に対する意識の向上は見られるものの行動に至っていないのが実情です。

そのため、男女共同参画に対する正しい理解をもち男女共同参画社会の実現に向けた「行動」を促すような取組を進めることが求められます。さらに、こうした行動を通して、意識を変革することも求められます。





本プランでは、男女共同参画社会の実現に向けて、社会全体で実践的な活動を推進していくことを第二の重点的な取組として掲げ、特に行動に至っていない家庭や地域社会を対象として、行動を促す社会の制度や仕組みを構築するとともに、その結果として意識を変革する取組を推進していきます。

### 取組の方向性

#### ①政策決定の場への女性参加の促進

行政が実施する様々な審議会や会議等だけではなく、地域の方針決定の場への女性の積極的な参画や委員の選考方法見直しの検討、女性の人材育成を進めます。


### 具体的な事業

-  ①地域会議における女性委員の選任促進(地域支援課)[69]
-  ②女性人材養成講座の実施(男女共同参画センター)[76]
-  ③審議会等の女性委員の選任促進(人事課)[77]
-  ④女性リーダー人材登録制度の検討(男女共同参画センター)[78]

#### ②男性の家事・育児参加促進

男性が家事や子育てに参加するきっかけとするため、家事や子育ての楽しさを伝えるための講座や父親が子どもと一緒に参加できる講座の開催などにより、男性の家事・育児参加を促進します。

### 具体的な事業

- ①ベビー教室・マタニティ教室・パパママ教室への父親の参加促進(子ども家庭課)[13]
-  ②男性の家事・育児能力向上事業(男女共同参画センター)[14][66]
- ③男性応援講座の開催(男女共同参画センター)[65]

### 3 人権侵害や暴力の根絶

人権の尊重は、男女共同参画社会基本法の基本理念の一つとして掲げられる最も基本的なものです。個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別をうけることなく個人の能力を発揮する機会が確保されなければなりません。しかし、特に配偶者や親しいパートナーからの暴力は家庭内や個人間の問題として潜在化し、救済が必ずしも十分行われてきませんでした。

豊田市では、配偶者からの暴力(DV)を受けている女性が全国平均よりも高い割合になっているなど、女性に対する人権侵害が大きな課題として残されているのが実情です。

そのため、平成21年7月に策定された「豊田市DV対策基本計画<sup>10</sup>」に沿い、DVに対する正しい理解を広め、総合的かつ効果的に施策を実施することが必要です。

本プランでは、人権侵害や暴力の根絶を第三の重点的な取組として掲げ、若い世代や男性・女性に係わらず全ての市民への意識啓発を進めるとともに、被害者の保護から自立に至るまでの総合的な支援体制の構築や、言葉の問題や文化の違いからより問題が潜在化しやすい外国人に対する支援策の強化といった取組を推進していきます。

#### 取組の方向性

##### ①若い世代へのDV防止策の推進

若い世代の男女間でのDV、いわゆるデートDVも大きな課題となっているため、中学校・高校・大学などで出前講座を開催し、人権やDVに対する正しい理解を促進することで、若い世代でのデートDVの防止に取り組みます。

#### 具体的な事業

 ①デートDV防止出前講座の実施(男女共同参画センター)[50]

<sup>10</sup>：「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」及び国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」に基づき、豊田市における配偶者からの暴力の防止や被害者の相談、保護から自立に至る支援体制を充実するために策定されました。

## ②被害者への総合的な自立支援策の充実

DV被害者が自立し安心して生活を送るために、住居の確保、就労など生活基盤を整えるための支援や子どもを同伴する場合は保育や教育の場の確保、子どもの心理的なケアなど、状況に応じた総合的な支援を実施します。

### 具体的な事業

- ✿ ①DV被害者支援グループの育成、支援(男女共同参画センター) [53]
- ✿ ②被害者への総合的な自立支援策の充実  
(子ども家庭課、生活福祉課、男女共同参画センター) [54]
- ✿ ③DV家庭に育つ子どもの心のケア  
(男女共同参画センター、学校教育課(パルクとよた)、子ども家庭課) [55]



## ③外国人に対する支援策の充実

言葉の問題や文化の違いから適切な相談や支援を受けることが出来ず、人権侵害が潜在化してしまう外国人に対して、外国語によるリーフレットの作成や外国人に対応した相談窓口の設置などの相談体制の充実により、外国人へのDV被害の解消を図ります。

### 具体的な事業

- ✿ ①外国人向けDV防止リーフレットの作成(男女共同参画センター) [51]



## 4 仕事・家庭・地域活動等の調和の実現

老若男女誰もが、仕事や家庭、地域生活などの活動を、自ら希望するバランスで展開することにより、多様な働き方や生き方が選択でき、自分らしく豊かな人生を送ることができます。また、地域や企業における多様な人材の活用につながり、その結果として豊かな地域社会の実現や競争力のある企業の育成を実現することができるため、その実現は非常に重要なテーマとなっています。

しかしながら、豊田市では男女ともに仕事・家庭・プライベートにおける時間の配分の仕方において、理想と現実の間に大きなギャップがあり、男女ともに仕事が優先されている傾向にあります。

本プランでは、仕事や家庭、地域生活等の調和の実現を第四の重点的な取組として掲げ、企業におけるワーク・ライフ・バランスへの理解の促進やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を支援するなど、市民が仕事や家庭、地域生活等を自ら希望するバランスで展開できる環境の構築に取り組めます。

### 取組の方向性

#### ①ワーク・ライフ・バランス推進員による企業訪問

企業の人事担当者にワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進、一般事業主行動計画の策定、育児・介護休業制度、国・県の助成制度などの説明を行うため、ワーク・ライフ・バランス推進員が市内企業を訪問し、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

### 具体的な事業

- ④ ①ワーク・ライフ・バランス推進員による企業訪問(男女共同参画センター) [79]

#### ②企業におけるワーク・ライフ・バランスの理解の推進

企業におけるワーク・ライフ・バランスの理解を推進するため、事業主や従業員向けに、働き方の見直しを促進するための講師派遣、講座等開催への支援など、企業への働きかけを行います。また、企業ニーズを把握しながら企業への支援策を検討していきます。

### 具体的な事業

- ④ ①講師派遣事業の実施(男女共同参画センター、子ども家庭課、次世代育成課) [71] [80]
- ④ ②企業に対する支援策の検討(男女共同参画センター、次世代育成課) [83]

### ③ワーク・ライフ・バランス優良企業制度の検討

豊田市におけるワーク・ライフ・バランスに関する優良な取組を行う事業所に対する認証(表彰)制度を検討していきます。

また、ワーク・ライフ・バランスを実践している事業所の社員の事例、家庭における子どもとのかわり方などを紹介することで、市民意識の啓発を図ります。

#### 具体的な事業

④ ①優良企業表彰制度の検討(男女共同参画センター、次世代育成課)[81]





## 5 男女の自立支援

男女それぞれが性別や年齢に関わらず自立し、その個性と能力を十分に発揮できる社会の構築が、男女共同参画社会が目指す姿の一つとなっています。そのため、市民がそれぞれ自立して活動するための能力と基盤を持てるよう、支援することが重要となっています。

女性の場合、特に豊田市では、出産後は仕事をやめ、子どもが大きくなったら再び仕事を持つほうがよいと考えている割合が全国と比べて高く、再就職時における就労支援や起業支援などの取組が重要となっています。

また、高齢化が進展する中、男性の家事や介護能力の不足が、家庭における介護負担の偏りや自立した生活を送ることができない要因となっています。さらに、生きがいを持って高齢期を過ごすために退職後の地域コミュニティへの参加の促進が必要となっています。




このため、本プランでは、男女の自立支援を第五の重点的な取組として掲げ、特に女性の就労・起業支援、男性の家事・介護能力の向上や地域社会への参加の支援に取り組み、男女が自立して活動できるような環境を構築します。

### 取組の方向性

#### ①女性の就労・起業支援

再就職支援セミナーの開催などにより資格取得支援やスキルアップを図るなど、女性の就労を支援します。あわせて自ら起業したい女性に対する経営相談などの起業支援を行うとともに、起業した女性のネットワーク構築などにより、女性が自立するための取組を推進します。

### 具体的な事業

-  ①再就職支援セミナーの実施(産業労政課、男女共同参画センター)[73]
-  ②女性の起業に対する支援(産業労政課、男女共同参画センター)[74]
-  ③働く女性のための情報誌の作成(男女共同参画センター)[75]

## ②男性の家事・介護能力の向上

家庭内の介護の共同化に向けて、男性に対する家事・介護能力向上講座の開催などにより、男性の家事・介護能力の向上に取り組めます。

### 具体的な事業

- ①男性応援講座の開催(男女共同参画センター) [65] [86]
- ②家族介護教室・家族介護者交流事業(高齢福祉課〈各地域包括支援センター〉) [87] [94]

## ③男性の社会参加への支援

交流館を中心にシニア世代向けの様々な講座を開催することにより、高齢者の生きがいづくりや地域コミュニティへの参加を促すような仕組みを構築します。

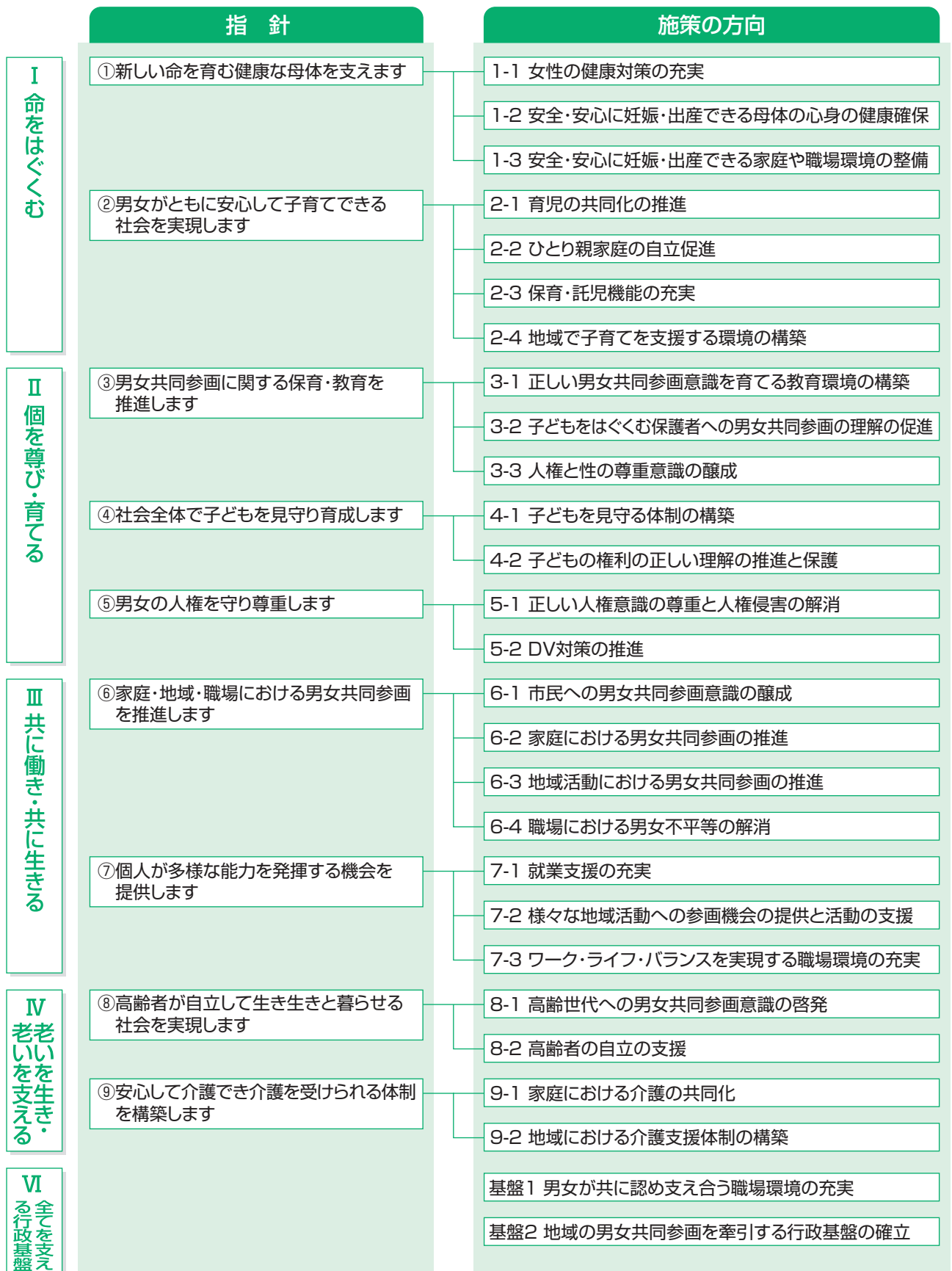
### 具体的な事業

- ①高年大学事業の充実(生涯学習課) [90]
- ②生きがいづくり水先案内人(生涯学習課) [91]
- ☘ ③シニア世代向けの男女共同参画推進事業(生涯学習課、男女共同参画センター) [84] [92]



# 6 施策体系

施策体系は次の通り。




具体的な事業一覧は次の通り。なお、「」がついているものは重点事業を示します。

## ライフステージ1 | 命をはぐくむ

### 指針1 ▶ 新しい命を育む健康な母体を支えます

施策の方向	施策	ID	事業名	担当課	ページ
1-1 女性の健康対策の充実	1 女性に対する各種健康教育の実施	1	健康教育の実施	健康増進課	33
		2	思春期教室の開催	子ども家庭課	33
	2 母体の健康被害の防止	3	受動喫煙防止対策実施施設認定事業の実施	健康増進課	33
1-2 安全・安心に妊娠・出産できる母体の心身の健康確保	1 妊婦の健康管理及び健康維持に向けた支援	4	妊婦健康診査の実施	子ども家庭課	34
		5	マタニティ教室、パパママ教室の開催	子ども家庭課	34
		6	豊田市母子保健・医療・福祉ネットワーク会議の設置運営	子ども家庭課	34
	2 不妊治療対策の実施	7	不妊に関する啓発活動の実施	子ども家庭課	34
		8	不妊治療費の助成	子ども家庭課	34
		9	母性健康管理指導事項連絡カードの普及	子ども家庭課、地域保健課	35
1-3 安全・安心に妊娠・出産できる家庭や職場環境の整備	1 職場・地域・家庭における妊婦・出産に対する理解の促進	10	妊娠イメージキャラクター「まーむ」の利用啓発	子ども家庭課、地域保健課	35
		11	妊婦と出産の社会的重要性に対する広報・啓発	子ども家庭課	35

### 指針2 ▶ 男女がともに安心して子育てできる社会を実現します

施策の方向	施策	ID	事業名	担当課	ページ
2-1 育児の共同化の推進	1 男性の育児参加に対する意識啓発と育児能力の向上	12	家庭教育講座の開催	生涯学習課、保育課	36
		13	ベビー教室・マタニティ教室・パパママ教室への父親の参加促進	子ども家庭課	36
			男性の家事・育児能力向上事業	男女共同参画センター	36
2-2 ひとり親家庭の自立促進	1 ひとり親家庭の経済的自立の支援	15	ひとり親家庭就業支援事業	子ども家庭課	37
		16	母子寡婦福祉資金の貸付け及び母子家庭自立支援給付金の支給	子ども家庭課	37
	2 ひとり親家庭に対する相談・支援事業の充実	17	母子相談(母子自立支援員事業)の推進	子ども家庭課	37
2-3 保育・託児機能の充実	1 市民のニーズに対応した多様な保育・託児サービスの提供	18	放課後児童クラブの充実	次世代育成課	38
		19	待機児童への対応	保育課	38
		20	病児・病後児保育事業の実施	保育課	38
		21	特定保育・休日保育・一時保育の実施・延長保育の充実	保育課	38
	2 多様な保育・託児サービスを支える施設の整備・拡充	22	認証保育所制度	保育課	39

施策の方向	施策	ID	事業名	担当課	ページ
2-4 地域で子育てを支援する環境の構築	1 子育てサークルの育成支援	23	子育てサークルの世代間交流の推進	保育課	40
	2 行政による各種支援策の提供	24	子育てに関する情報提供	次世代育成課、 保育課、 子ども家庭課	40
	3 地域による子育て支援体制の構築	25	おめでとう訪問の全出生児への拡大	子ども家庭課	40
		26	ファミリー・サポート・センター事業の推進	保育課	40
		27	(仮)市民主体型子ども・子育て活動の推進	子ども家庭課、 次世代育成課、 保育課	41
	4 子育て家庭の交流の促進	28	親子つどいの広場の設置	保育課	41
29		ベビー教室の開催	子ども家庭課	41	

## ライフステージ2 | 個を尊び・育てる

### 指針3 ▶ 男女共同参画に関する保育・教育を推進します

施策の方向	施策	ID	事業名	担当課	ページ
3-1 正しい男女共同参画意識を育てる教育環境の構築	1 幼少期からの男女共同参画意識の醸成	30	幼児向け男女共同参画啓発事業	保育課	45
	2 学校における男女共同参画に関する教育の充実	31	副読本やジェンダーマンガを活用した男女共同参画教育の推進	学校教育課、男女共同参画センター	45
		32	「赤ちゃん抱っこ体験」の推進	子ども家庭課	45
		33	市民と共働による男女共同参画教育の推進	男女共同参画センター、学校教育課	45
	3 教職員に対する男女共同参画の理解の促進	34	教職員に対する男女共同参画研修の実施	学校教育課	46
		35	道徳主任教師への研修	学校教育課	46
36		教育保育職に対する男女共同参画研修の実施	保育課	46	
3-2 子どもをはぐくむ保護者への男女共同参画の理解の促進	1 保護者に対する意識啓発	37	PTA・子ども会・ジュニアクラブなどあらゆる機会を通じた保護者への啓発活動の推進	次世代育成課	46
3-3 人権と性の尊重意識の醸成	1 小中学生に対する性に関する正しい教育の実施	38	性感染症予防対策の普及啓発	感染症予防課	47
		39	思春期教室の開催(再掲)	子ども家庭課	47
	2 若い世代への人権の啓発	40	「人権を考える集い」の開催	市民相談課	47

## 指針4 社会全体で子どもを見守り育成します

施策の方向	施策	ID	事業名	担当課	ページ
4-1 子どもを見守る体制の構築	1 子どもの居場所づくりや見守りのための地域の支援体制の構築	41	地域における放課後の子どもの居場所づくり	次世代育成課	48
4-2 子どもの権利の正しい理解の推進と保護	1 子どもの権利を正しく理解するための意識啓発の推進	42	(仮)子どもの相談・権利侵害対応ガイドラインの策定	次世代育成課、子ども家庭課、学校教育課(パルクとよた)	48
	2 子どもの権利を保障する社会の仕組みの構築	43	とよた子どもの権利相談室(子どもスマイルダイヤル)の運営	次世代育成課	49
		44	子どもの権利学習プログラムの展開(小学校、中学校、保護者)	次世代育成課、学校教育課	50
		45	(仮)こども園の子ども権利学習プログラムの作成	次世代育成課、保育課	51

### ライフステージ3 | 共に働き・共に生きる

## 指針5 男女の人権を守り尊重します

施策の方向	施策	ID	事業名	担当課	ページ
5-1 正しい人権意識の尊重と人権侵害の解消	1 正しい人権意識の啓発	46	「人権を考える集い」の開催(再掲)	市民相談課	54
	2 不当な人権侵害の解消に向けた取組の拡充	47	女性のための相談事業の実施	男女共同参画センター、市民相談課	54
		48	男性のための相談事業の実施	男女共同参画センター	54
		49	相談窓口の周知	広報課	54
5-2 DV対策の推進	1 DVに対する正しい理解の促進	50	デートDV防止出前講座の実施	男女共同参画センター	55
		51	外国人向けDV防止リーフレットの作成	男女共同参画センター	55
		52	DVに関する正しい理解の促進	男女共同参画センター	55
	2 被害者支援の充実	53	DV被害者支援グループの育成、支援	男女共同参画センター	55
		54	被害者への総合的な自立支援策の充実	子ども家庭課、生活福祉課、男女共同参画センター	56
		55	DV家庭に育つ子どもの心のケア	男女共同参画センター、学校教育課(パルクとよた)、子ども家庭課	56
		56	配偶者暴力相談支援センター <sup>11</sup> の設置の検討	男女共同参画センター	56

11：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律]により、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、相談、カウンセリング、一時保護などを行うほか、自立した生活促進のため、就業の促進、住宅の確保、援護や保護命令制度などの利用に関する情報提供、援助などを行う施設。



施策の方向	施策	ID	事業名	担当課	ページ
	3 関係機関との連携機能の充実	57	DV対策部会の充実	男女共同参画センター	56
		58	医師会、弁護士会等との連携の強化	男女共同参画センター	56

## 指針6 家庭・地域・職場における男女共同参画を推進します

施策の方向	施策	ID	事業名	担当課	ページ
6-1 市民への男女共同参画意識の醸成	1 市民の男女共同参画への正しい理解の促進	59	男女共同参画情報発信の充実 (情報誌・FM等の活用、ホームページのリニューアル)	男女共同参画センター	57
		60	男女共同参画週間に合わせた啓発イベントの展開	男女共同参画センター	57
		61	各種講座の開催	男女共同参画センター	57
		62	市民ワークショップの開催	生涯学習課、男女共同参画センター	57
	2 市民との共働による意識啓発の推進	63	市民活動団体との共働による意識啓発事業の展開	男女共同参画センター、地域支援課	58
6-2 家庭における男女共同参画の推進	1 家庭におけるコミュニケーションの促進	64	(仮)家族のコミュニケーション推進運動の展開	次世代育成課	58
	2 男性の家事育児参加の促進	65	男性応援講座の開催	男女共同参画センター	58
		66	男性の家事・育児能力向上事業(再掲)	男女共同参画センター	58
6-3 地域活動における男女共同参画の推進	1 地域における男女共同参画意識の推進	67	区長会役員会での啓発実施	地域支援課	59
		68	「自治区実態調査」による女性参画状況の継続調査	地域支援課	59
	2 地域における女性の活用の促進	69	地域会議における女性委員の選任促進	地域支援課	59
6-4 職場における男女不平等の解消	1 職場での不平等を解消するための意識啓発の推進	70	男女共同参画情報発信の充実 (情報誌・FM等の活用、ホームページのリニューアル)(再掲)	男女共同参画センター	68
		71	講師派遣事業の実施	男女共同参画センター	68

## 指針7 個人が多様な能力を発揮する機会を提供します

施策の方向	施策	ID	事業名	担当課	ページ
7-1 就業支援の充実	1 女性の就業や起業に向けた各種支援策の実施	72	豊田市就労支援室の運営	産業労政課	61
		73	再就職支援セミナーの実施	産業労政課、男女共同参画センター	61
		74	女性の起業に対する支援	産業労政課、男女共同参画センター	61
		75	働く女性のための情報誌の作成	男女共同参画センター	61
7-2 様々な地域活動への参画機会の提供と活動の支援	1 女性人材の発掘と人材の育成(エンパワメント <sup>12</sup> )	76	女性人材養成講座の実施	男女共同参画センター	62
	2 女性の様々な活動への参画	77	審議会等の女性委員の選任促進	人事課	62
		78	女性リーダー人材登録制度の検討	男女共同参画センター	62
7-3 ワーク・ライフ・バランスを実現する職場環境の充実	1 ワーク・ライフ・バランスに関する企業への意識啓発	79	ワーク・ライフ・バランス推進員による企業訪問	男女共同参画センター	63
		80	講師派遣事業の実施(再掲)	男女共同参画センター、子ども家庭課、次世代育成課	63
	2 ワーク・ライフ・バランスを進める企業への支援	81	優良企業表彰制度の検討	男女共同参画センター、次世代育成課	63
		82	男女共同参画の視点を持った入札参加資格の周知	男女共同参画センター、契約課	63
		83	企業に対する支援策の検討	男女共同参画センター、次世代育成課	63

## ライフステージ4 | 老いを生き・老いを支える

## 指針8 高齢者が自立して生き生きと暮らせる社会を実現します

施策の方向	施策	ID	事業名	担当課	ページ
8-1 高齢世代への男女共同参画意識の啓発	1 男女共同参画意識啓発の推進	84	シニア世代向けの男女共同参画推進事業	生涯学習課、男女共同参画センター	66
		85	おじいちゃん、おばあちゃん向けの育児講座	男女共同参画センター	66
8-2 高齢者の自立の支援	1 高齢世代の男性の家事・介護能力の習得	86	男性応援講座の開催(再掲)	男女共同参画センター	67
		87	家族介護教室・家族介護者交流事業	高齢福祉課(各地域包括支援センター)	67

12: 社会的な力や能力をつけることをいいます。女性のエンパワメントとは、女性自身がジェンダーの問題に気づきその問題解決を図るために、自らの能力を高めて様々な社会の意思決定過程等に参加していくことを意味します。



施策の方向	施策	ID	事業名	担当課	ページ
	2 高齢者の経済的な自立を支える就労支援	88	豊田市就労支援室の運営(再掲)	産業労政課	67
		89	生きがい就労紹介事業の実施	生涯学習課	67
		90	高年大学事業の充実	生涯学習課	68
	3 高齢者の生きがいづくりと地域社会での活躍の場の提供	91	生きがいづくり水先案内人	生涯学習課	68
		92	シニア世代向けの男女共同参画推進事業(再掲)	生涯学習課、男女共同参画センター	68
	4 高齢者の健康づくりの推進	93	元気アップ教室・里山健康学び舎事業	健康増進課、地域保健課	68

## 指針9 安心して介護でき介護を受けられる体制を構築します

施策の方向	施策	ID	事業名	担当課	ページ
9-1 家庭における介護の共同化	1 家庭における介護能力の向上支援	94	家族介護教室・家族介護者交流事業(再掲)	高齢福祉課(各地域包括支援センター)	69
9-2 地域における介護支援体制の構築	1 地域で高齢者を支える支援ネットワークの構築	95	お元気ですかボランティア養成及びお元気ですか訪問	高齢福祉課	69
		96	高齢者見守り地域ネットワーク体制の構築(豊田市ささえあいネット)	高齢福祉課	69

## 全てを支える行政基盤

施策の方向	施策	ID	事業名	担当課	ページ
基盤-1 男女が共に認め支え合う職場環境の充実	1 職場における人権侵害の解消	97	セクハラ苦情対策委員会の周知	人事課	71
		98	育児休業者の職場復帰支援プログラム研修の実施	人事課	71
		99	女性マネージャーのためのグレードアップ研修への派遣	人事課	71
		100	子育てハンドブックの作成・配布	人事課	71
基盤-2 地域の男女共同参画を牽引する行政基盤の確立	1 行政関係者に対する男女共同参画意識の徹底	101	市職員を対象とした男女共同参画研修の実施	人事課	72
		102	Eラーニングを活用した市職員を対象とした意識調査の実施	男女共同参画センター	72
	2 男女共同参画を支える組織マネジメント体制の確立	103	女性職員育成計画の策定	人事課	72
		104	刊行物ガイドラインの作成	広報課、男女共同参画センター	72
		105	市役所が実施する講座での託児サービスの実施	生涯学習課、男女共同参画センター	72





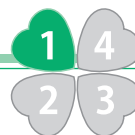
## Ⅲ 施策の展開

# Ⅲ 施策の展開



ここでは、4つのライフステージと「全てを支える行政基盤」の5つについて、現状と課題を整理した後、目標を明らかにし、具体的な取組内容について整理しています。

## ① ライフステージ1 命をはぐくむ



ライフステージ1は女性が子どもを産むことを決定し、妊娠・出産から幼児期に至るまでの期間で、新しい命をはぐくみ育てる段階です。

### 1-1 現状と課題

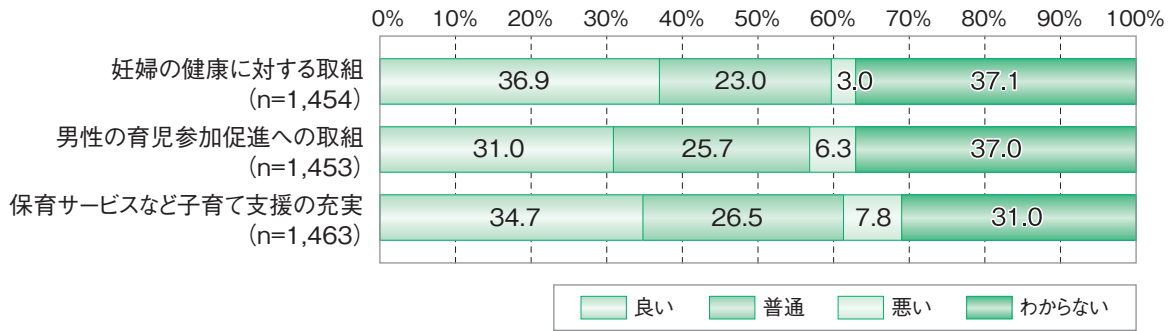
ライフステージ1では、新しい命を育む心と身体健康維持に向けた母体の健康対策の充実や母体の健康維持につながる社会システムの構築を進めました。さらに男女がともに安心して子育てができる社会の構築を目指して、男性の育児参加の拡大・保育機能の充実や子育てに対する地域社会の支援体制の確立などに取り組んできました。その成果についてみると、「豊田市男女共同参画に関する意識調査(以下「市民アンケート」)<sup>13</sup>からは「妊婦の健康に対する取組」や「保育サービスなど子育て支援の充実」について高い評価となっています(図表Ⅲ-1)。また、「喫煙・受動喫煙、感染症など、子どもを産む母体への危険性に関する理解が深まった」と感じた市民が全体の43.3%と、母体の健康維持について、一定の成果が得られています(図表Ⅲ-2)。

しかし、8割以上の市民が夫婦共同で子育てした方が良く考えていますが、現実には半数以上の家庭で主に妻が行っている状況にあるなど、家庭における子育てには理想と現実のギャップがあります(図表Ⅲ-3)。今後、こうした理想と現実のギャップを解消するために、女性だけでなく男性も楽しみながら前向きに子育てに参加できる環境を構築していくことが必要です。そうした中、男性の育児参加への取組に対する評価については、「わからない」とする回答が多く見られ(図表Ⅲ-1)、取組内容についても十分に認知されていない状況であり、一層の周知が必要です。

また、保育サービスについては市民のニーズが高く、男女が平等に社会に参画する機会を有することが出来るような保育サービスの充実や地域で子育てを見守る環境の構築が必要となっています。

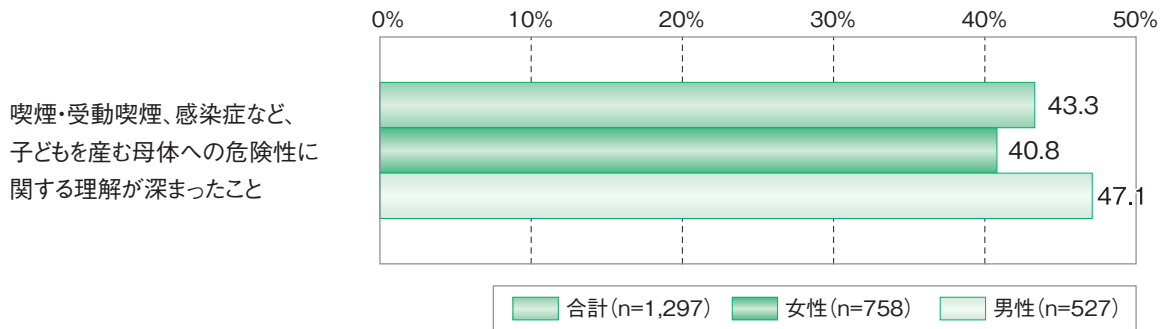
<sup>13</sup>: 豊田市男女共同参画に関する意識調査は、住民基本台帳から無作為抽出した豊田市在住の20歳以上の男女各1,500人を対象として実施しました。平成20年度調査の回収数は1,551人(回収率51.7%)、平成15年度調査の回収数は1,500人(回収率50.0%)となっています。

【図表Ⅲ-1 妊婦の健康や家庭・地域での子育て支援サービスへの評価】

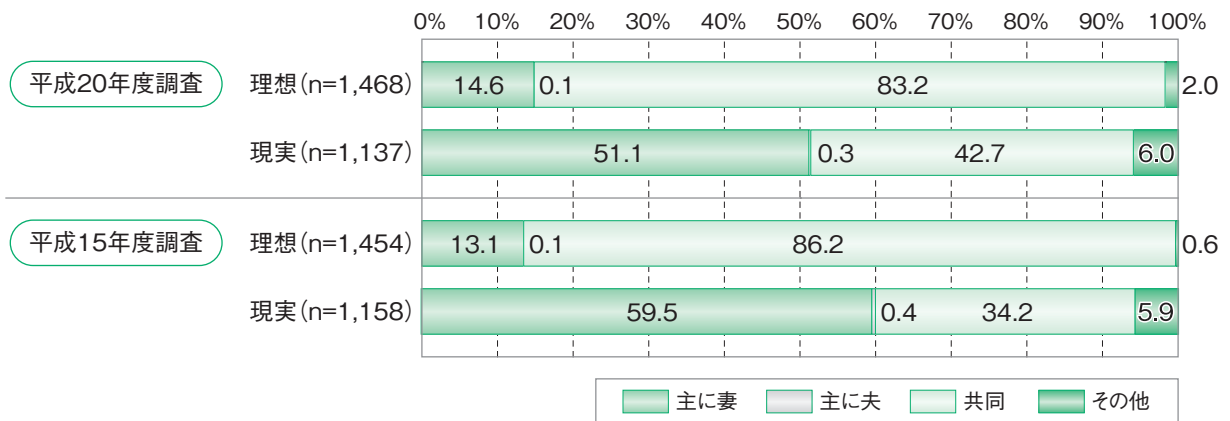


資料) 市民アンケート調査結果より作成 (以下、特に記載のないものは同様)

【図表Ⅲ-2 母体への危険性に関する理解が深まった人の割合】



【図表Ⅲ-3 家庭における子育ての実態】



### 市民ワークショップでよせられた市民の声では…?

- 地域で子どもを預かり遊ばせられる場所を設置したり、高齢者による見守り活動を進めるなど、地域で子育てを支えていくことが必要なのではないのでしょうか。
- 近所のつきあいもあまりなく、子どもや女性に対して社会全体がやさしくないと思います。

## 1-2 目標と取組の方向性

命をはぐくむ母体が心身共に健康を維持するとともに、  
家庭では誰もが子育てに参加することができる環境を、  
地域コミュニティや職場では社会全体で子育てできる環境を構築します。

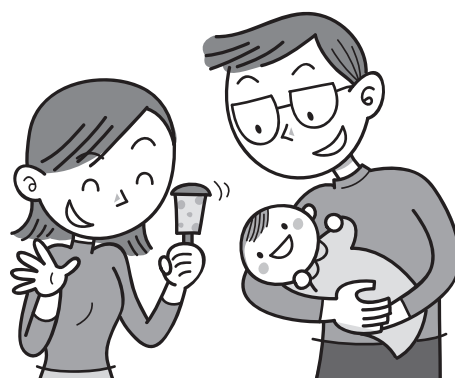
ライフステージ1では、新しく生まれてくる「命」が健やかであるためにその「命」をはぐくむ母体が健康であり続けるとともに、安全・安心に妊娠・出産できる母体の健康の確保や職場・地域・家庭などにおける妊娠・出産に関する理解の促進を目指します。

また、核家族化が進む中、子育てにおいて、とりわけ女性の負担が大きくなっています。このため、男性が楽しみながら自主的に育児に参加できるような意識啓発や、実際に男性が育児に参加する上で必要な育児能力などの向上などに取り組みます。

さらに、母子家庭や父子家庭に対し、就労支援などの経済的自立に向けた支援や様々な相談に対応します。

女性の就業率が高まっている現在では、安心して妊娠・出産し、仕事を継続するための職場の環境整備が急務となっています。同時に、女性の就労や地域活動への参画機会を創出する観点から、多様な保育・託児サービスの提供や施設の整備に取り組みます。

次代を担う子どもたちは、家庭だけでなく社会全体で育て見守ることが必要です。そのため、地域コミュニティで子どもを支え合う仕組みづくりや安心して過ごせる居場所の提供に努めます。



### 1-3 具体的な取組

## 指針1 新しい命を育む健康な母体を支えます

### 施策の方向1-1 女性の健康対策の充実

女性特有の様々な疾病に配慮した各種健康教育を実施するとともに、健康を阻害する受動喫煙の防止に向けた取組などを進め、新しい命を育む女性の健康維持に努めます。

#### 女性に対する各種健康教育の実施

事業名／事業概要	担当課	指標名	現 状
			目 標
<b>&lt;1&gt;健康教育の実施</b> 妊娠・出産や更年期など生涯を通じて大きく変化する女性の健康に対し、日頃から健康づくりに取り組めるよう小中高등학교などへの出前講座の実施等、各種健康教育講座による指導を実施します。	健康増進課	出前講座の実施回数	41回/年 <sup>※</sup>
			50回/年
<b>&lt;2&gt;思春期教室の開催</b> 子どもたちが将来親になるための準備教育として、思春期の子どもやその保護者を対象に、命の重さを感じ、他人への思いやり・優しさを育めるような講座を実施します。	子ども家庭課	思春期教室の実施回数	4回/年
			6回/年

#### 母体の健康被害の防止

事業名／事業概要	担当課	指標名	現 状
			目 標
<b>&lt;3&gt;受動喫煙防止対策実施施設認定事業の実施</b> 受動喫煙は、妊婦にあっては低出生体重児の出産の発生率が上昇するなど、母体と胎児に様々な影響を与えます。そのため、市内の事業所・飲食店・医療機関・福祉施設など不特定多数の市民が利用する施設における受動喫煙防止を促進するため、受動喫煙防止対策実施施設の認定を行います。	健康増進課	認定施設数	688件
			800件

※以後、指標欄の現状の年度は(H○○)の年度表記が無い場合は、平成20年度の数値とします。

目標の年度は(○○/年)がない場合は平成26年度とします

## 施策の方向1-2 安全・安心に妊娠・出産できる母体の心身の健康確保

安全・安心な妊娠・出産のために、妊婦に対する健康診断や健康維持に向けた学習機会の提供を進めるとともに、関係機関の連携による支援体制を構築します。また、不妊治療に対する意識啓発等を行います。

### 妊婦の健康管理及び健康維持に向けた支援

事業名／事業概要	担当課	指標名	現 状
			目 標
<b>&lt;4&gt;妊婦健康診査の実施</b> 妊婦の疾病や異常の早期発見・早期対応を図り、正常な妊娠・出産を迎えることが出来るよう、妊婦健康診査を実施します。	子ども家庭課	10回以上受診する妊婦の率	76%
			80%
<b>&lt;5&gt;マタニティ教室、パパママ教室の開催</b> 妊娠・出産・育児に関する知識を習得することで育児不安の軽減等を図るために、これらの知識を適切に教授し、親同士の仲間づくりや子育ての輪の広がりにつながるような講座を開催します。開催にあたっては、父親の参加促進による育児参加意欲を高めるとともに、地域の自主的な活動に展開するよう交流館と共催実施します。	子ども家庭課	(マタニティ教室) 全交流館中 教室実施割合	24%
			(パパママ教室) 全初妊婦に対する 教室受講者の割合
<b>&lt;6&gt;豊田市母子保健・医療・福祉ネットワーク会議の設置運営</b> 病院から家庭・地域における切れ目のない子育て支援を展開し、安心して出産、子育てできるよう、妊娠・出産から育児のスタート時期において、子育てに不安のある親や体調に不安のある母親及び子どもに対して、医療・保健・福祉等の関係機関が連携し、早期から関わる体制を構築します。	子ども家庭課	会議の開催数	1回/年
			1回/年

### 不妊治療対策の実施

事業名／事業概要	担当課	指標名	現 状
			目 標
<b>&lt;7&gt;不妊に関する啓発活動の実施</b> 不妊に悩む夫婦が少しでも周囲の理解と協力を得られるよう、健康教育等を実施するとともに、不妊治療についての正しい知識の普及等に努めます。	子ども家庭課	不妊に関する講座の開催回数	2回/年
			2回/年
<b>&lt;8&gt;不妊治療費の助成</b> 不妊に悩み、不妊検査や不妊治療に励む夫婦に対して、一般不妊検査・治療、人工授精、体外受精及び顕微授精に要した治療費を助成します。	子ども家庭課	継続実施	



## 施策の方向1-3 安全・安心に妊娠・出産できる家庭や職場環境の整備

安全・安心な妊娠・出産のためには家庭や地域・職場の協力が必要となるため、母体の健康や保護、さらに出産に対する理解や支援を促していきます。

### 職場・地域・家庭における妊婦・出産に対する理解の促進

事業名／事業概要	担当課	指標名	現 状
			目 標
<p>&lt;9&gt;母性健康管理指導事項連絡カードの普及 女性の社会進出が進む中、働く女性が安心して安全に妊娠・出産を迎えることが出来るよう、働く妊婦や事業所、医師に対して母性健康管理指導事項連絡カードの活用を促し、妊婦が働きやすい職場環境整備の理解を進めます。</p>	子ども家庭課、 地域保健課		継続実施
<p>&lt;10&gt;妊娠イメージキャラクター「まーむ」の利用啓発 受動喫煙の防止や公共交通機関でのマナーなど、妊娠初期の妊婦に対する配慮を市民に周知・啓発していくために、妊娠イメージキャラクターグッズ（まーむストラップ、車用サイン等）を配布し、その利用と周知を図ります。</p>	子ども家庭課、 地域保健課		継続実施
<p>&lt;11&gt;妊婦と出産の社会的重要性に対する広報・啓発 少子化の進展の中で、妊娠や出産、子育てが社会全体の責任として認識できるよう市民に対する啓発を進めていきます。</p>	子ども家庭課		継続実施

## 指針2 男女がともに安心して子育てできる社会を実現します

### 施策の方向2-1 育児の共同化の推進

育児に関する負担を母親のみが抱え込んでしまうことなく、父親がともに子育てに参加出来るよう、育児参加への意識啓発や育児能力向上を促す取組を進めます。

#### 男性の育児参加に対する意識啓発と育児能力の向上

事業名／事業概要	担当課	指標名	現 状
			目 標
<b>&lt;12&gt;家庭教育講座の開催</b> 家事・育児能力等を身につけ、家庭的役割を担うことが出来るように、交流館や子育て支援センターの講座の中で「家庭教育講座」と位置づけて男性の参加を促進します。	生涯学習課、保育課	子育て支援センターにおける講座実施回数	4回/年 ----- 8回/年
		交流館における講座実施回数	27回/年 ----- 30回/年
<b>&lt;13&gt;ベビー教室・マタニティ教室・パパママ教室への父親の参加促進</b> 様々な機会を通して父親が育児に対する意識・知識・技術を習得するために、ベビー教室やマタニティ教室、パパママ教室の開催曜日・時間等に配慮するとともに、夫婦がともに参加することができる講座内容にするなど、父親の参加を促進します。	子ども家庭課	教室受講者中の父親の参加率	53% ----- 70%
<b>&lt;14&gt;男性の家事・育児能力向上事業</b> <b>新規事業</b> <b>重点事業</b> 男性が楽しみながら主体的に参加できるような取組として、例えば料理コンテストやパパ検定などの父親向け啓発事業を検討します。	男女共同参画センター	父親向け啓発事業	— ----- 1事業



## 施策の方向2-2 ひとり親家庭の自立促進

ひとり親家庭においても、親・子どもが尊厳を持って生き生きと生活できるように、就業支援などによる経済的自立を促すとともに、様々な相談・支援事業を展開します。

### ひとり親家庭の経済的自立の支援

事業名／事業概要	担当課	指標名	現 状
			目 標
<p>&lt;15&gt;ひとり親家庭就業支援事業</p> <p>ひとり親家庭の経済的な自立を支援するために、母子家庭・父子家庭の母親や父親・寡婦に対して、就業相談、就業支援講習会の実施や就業情報の提供等の一貫した就業支援サービスを実施します。</p>	子ども家庭課	就業支援講習会受講者の就業率	69%
			100%
<p>&lt;16&gt;母子寡婦福祉資金の貸付け及び母子家庭自立支援給付金の支給</p> <p>経済的な自立が困難な母子家庭や寡婦家庭の生活の安定と向上を図るため、生活資金、就学資金、技能習得資金等の貸付を行います。また、母子及び寡婦福祉法第31条に基づく母子家庭自立支援給付金を支給します。</p>	子ども家庭課	継続実施	

### ひとり親家庭に対する相談・支援事業の充実

事業名／事業概要	担当課	指標名	現 状
			目 標
<p>&lt;17&gt;母子相談(母子自立支援員事業)の推進</p> <p>ひとり親の生活の安定や子育ての相談、就業に関する相談などを総合的に行い、ひとり親世帯の自立を支援するため、2名の母子自立支援員により、福祉資金の貸付を含めた各種相談事業を推進します。</p>	子ども家庭課	継続実施	

## 施策の方向2-3 保育・託児機能の充実

育児中の男女が自ら希望する生き方を実現し、社会に参画する環境を整えるために、放課後の子どもの居場所づくりや待機児童への対応、緊急保育等の各種保育機能の充実を図ります。

### 市民のニーズに対応した多様な保育・託児サービスの提供

事業名／事業概要	担当課	指標名	現 状
			目 標
<p>&lt;18&gt;放課後児童クラブの充実</p> <p>放課後児童クラブにおける指導員の専任化の導入により、研修・指導体制の強化等、保育の専門性を高めた運営体制を充実し、原則小学校3年生までの就労家庭の児童の生活の場を確保します。対象学年の拡大については試行実施の結果を検証し方針を定めます。</p> <p>また、専用施設の適正規模、適正配置を図るため、施設整備計画の検討を進めます。今後の多様化するニーズへの対応としては、民間活力を活かした運営を推進します。</p>	次世代育成課	参加児童数	2,948人/年
			3,648人/年
<p>&lt;19&gt;待機児童への対応</p> <p>仕事・家庭・地域社会の両立の実現を支援するために、待機児童の中でも多くの割合を占める低年齢児の受け入れ枠について、こども園の改築整備や新規設置に併せて保育室を増設することで拡大していきます。</p>	保育課	園数、定員数	園数、定員数 80施設、11,505人/ 81施設、11,800人
			低年齢児受入園 48施設/ 51施設
			低年齢児定員数 1,463人/1,750人
			3歳児保育実施園 72施設/75施設
<p>&lt;20&gt;病児・病後児保育事業の実施</p> <p>保護者の継続的な就労等を支援する観点から、病気やケガの回復期の子ども(病後児)や回復期に至っていない病中の子ども(病児)に対して、保育師や看護師とともに専用の保育室で保育を行う病児・病後児保育を実施します。</p>	保育課	人数 実施施設	定員12人 3施設
			定員12人 3施設
<p>&lt;21&gt;特定保育・休日保育・一時保育の実施・ 延長保育の充実</p> <p>保護者の就労形態や保育ニーズの多様化に対応して、各家庭の状況に応じた必要な保育サービスを提供する観点から、1週間に2～3日程度子どもを預ける特定保育や、日曜日・祝日に保育を行う休日保育、緊急的・一時的に保育を行う一時保育を実施します。また、基本保育時間以外の保育ニーズへの対応をする延長保育実施施設を拡充します。</p>	保育課	実施施設	特定2施設 休日5施設 一時80施設 延長29施設
			特定2施設 休日5施設 一時81施設 延長35施設

多様な保育・託児サービスを支える施設の整備・拡充

事業名／事業概要	担当課	指標名	現 状
			目 標
<p>&lt;22&gt;認証保育所制度</p> <p>こども園では対応が難しい保育ニーズへの対応や、待機児童の減少を図るため、本市が独自に設定した認証基準により認可外保育施設を評価し、その評価や保育に欠ける児童数により交付金額を決定し、認証を受けた保育所に対して運営費を補助します。</p>	保育課	認証保育所数	32施設
			32施設

## 施策の方向2-4 地域で子育てを支援する環境の構築

地域社会全体で子育てを支え、育児中の家庭が安心して子育てに取り組むことが出来るよう、子育てサークルの活性化や情報提供・相談事業、交流事業などに取り組みます。また、ファミリー・サポート・センター事業や市民主体型の子育て支援事業を推進します。

### 子育てサークルの育成支援

事業名／事業概要	担当課	指標名	現 状
			目 標
<p>&lt;23&gt;子育てサークルの世代間交流の推進</p> <p><b>新規事業</b></p> <p>就学前の親子を対象に、活動経験の異なるサークル間の交流を起点に、主体的で自立した「親自身による親育ちの場づくり」を支援するとともに、活動を推進するためのサークルリーダーを養成します。また、対象の子どもが成長した後も、経験者がアドバイザーとしてかかわることで、連続性のある親育ち支援を目指します。</p>	保育課	サークルリーダー養成講座実施回数	—  4回/年

### 行政による各種支援策の提供

事業名／事業概要	担当課	指標名	現 状
			目 標
<p>&lt;24&gt;子育てに関する情報提供</p> <p>子育て応援ホームページの掲載や子育て応援情報誌の配布により、子育てに役立つ最新の情報等が子育て家庭に周知されるよう情報提供を行います。</p>	次世代育成課、 保育課、 子ども家庭課	子育てホームページへのアクセス数	36,000件/年  150,000件/年

### 地域による子育て支援体制の構築

事業名／事業概要	担当課	指標名	現 状
			目 標
<p>&lt;25&gt;おめでとう訪問の全出生児への拡大</p> <p>妊娠、出産、子育て等の不安や悩みを解消するための母親の身近な相談員として、母子保健推進員を養成し、生後1～3か月の乳児を持つ子育て家庭への「おめでとう訪問」を実施します。また、「おめでとう訪問」を全地域へ拡大し、育児不安の解消、親としての子育て意識の向上や情報提供を行い、親育ちを推進します。さらに、新たに第2子以降の乳児を持つ子育て家庭への訪問を実施し、第1子等への養育相談を含めた総合的な子育て支援体制を構築します。</p>	子ども家庭課	全出生児に対する訪問実施人数の割合	29%  90%
<p>&lt;26&gt;ファミリー・サポート・センター事業の推進</p> <p>仕事や地域活動等と子育ての両立を支援するため、保育等の援助を受けたい者と援助を行いたい者を組織化し、相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業を積極的に推進します。</p>	保育課	会員数 活動件数	会員数 1,059人/1,100人  協力会員数 252人/300人  両方会員数 165人/200人  活動件数 7,654件/10,000件

<p>&lt;27&gt; (仮) 市民主体型子ども・子育て活動の推進  <b>新規事業</b>          地域全体で子育てを支援する体制を構築するために、子どもや子育て家庭に対する支援に携わりたいと考える地域住民の活動に対する意欲の醸成、子どもや子育て家庭についての理解の促進、ニーズの把握と活動の企画、立ち上げ支援等を行いながら、市民が事業活動の主体となった「(仮) 市民主体型子ども・子育て活動」を推進します。</p>	<p>子ども家庭課、次世代育成課、保育課</p>	<p>NPO等組織化による事業運営</p>	<p>—          -----          10事業</p>
--	--------------------------	-----------------------	---

**子育て家庭の交流の促進**

事業名／事業概要	担当課	指標名	現 状 目 標
<p>&lt;28&gt; 親子つどいの広場の設置          子育て中の親子が気軽に集い、交流できる場所を提供する観点から、未就園児とその保護者を対象として、身近な場所での交流や相談、講座を受けることが出来る親子つどいの広場を引き続き設置していきます。広場はその設置場所に応じた特徴のある運営を行うとともに、新たな拠点の整備も検討していきます。</p>	<p>保育課</p>	<p>利用者数</p>	<p>208,696人          -----          300,000人</p>
<p>&lt;29&gt; ベビー教室の開催          親としての「自覚と責任」や「喜び」を育み、夫婦とともに子育てに関わるような親育ちを支援するとともに、育児不安の解消を図り、子育て家庭の交流を推進するため、乳児期の早期における母子関係の確立やグループワークを支援する教室を開催します。開催に当たっては、父親やボランティア、先輩ママの参加を促し、地域における自主的な活動に展開できるよう実施します。</p>	<p>子ども家庭課</p>	<p>全交流館中教室開催割合</p>	<p>28%          -----          30%</p>



ライフステージ2は、小学校から成人に至るまでの期間で将来を担う子どもたちが自我に目覚め、個が確立するなど健やかに成長する段階です。

### 2-1 現状と課題

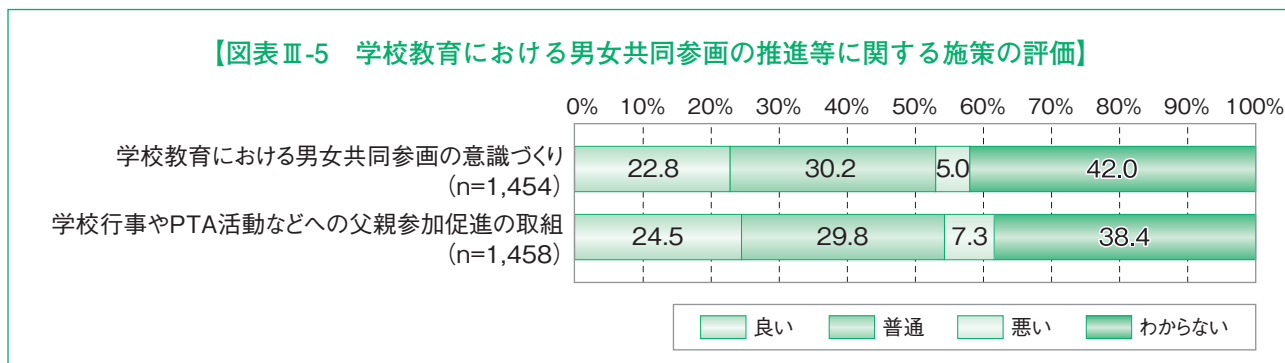
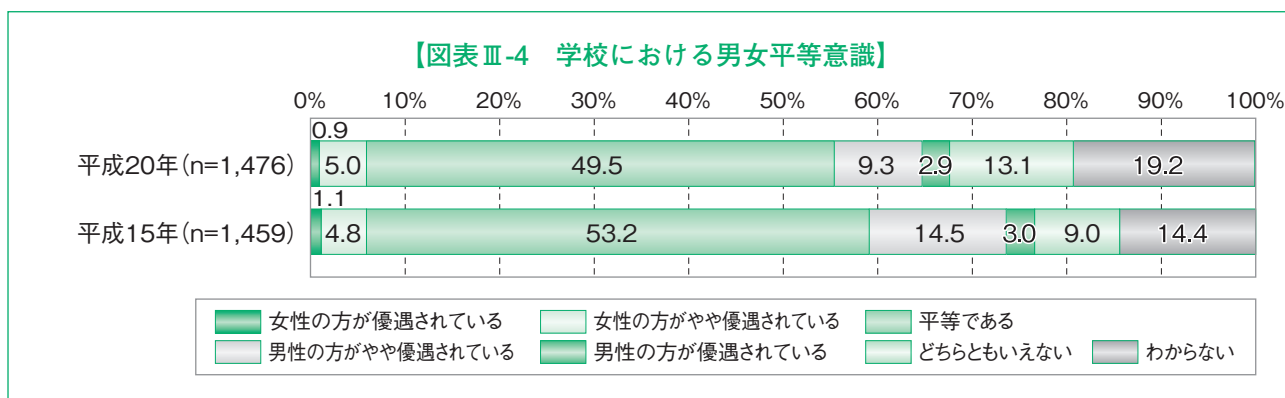
ライフステージ2では、学校教育を通じてジェンダーに敏感な視点を持った児童・生徒を育成するための取組や、家庭や学校において子どもを育む大人の意識改革などの取組を進めてきました。その結果として、学校では、男女が平等であると感じる人の割合が半数近くを占めているなど、男女平等意識の浸透が進んでいると考えられます(図表Ⅲ-4)。

さらに、学校教育における男女共同参画の意識づくりや、学校行事やPTA活動などへの父親参加に関する取組についても市民アンケート結果からは一定の評価が得られています(図表Ⅲ-5)。今後こうした状況を維持・継続していくために、既存の取組を継続するとともに、関係部署と連携しながら幅広い意識啓発に努めていくことが望まれます。

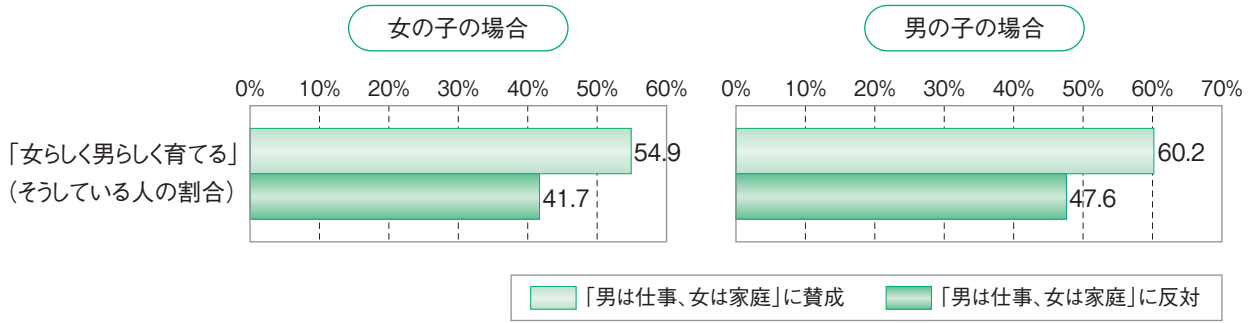
一方、家庭での子どもの育て方では、半数程度が「女らしく、男らしく育てる」と回答しています。こうした子どもの育て方に対する意識は、親のジェンダー意識との関係性が一定程度みられています(図表Ⅲ-6)。

また、母親の就労状況が子どものライフコースに対する考え方に影響を与えているなど、子どもは親の影響を強く受けている実態が明らかになっています(図表Ⅲ-7)。

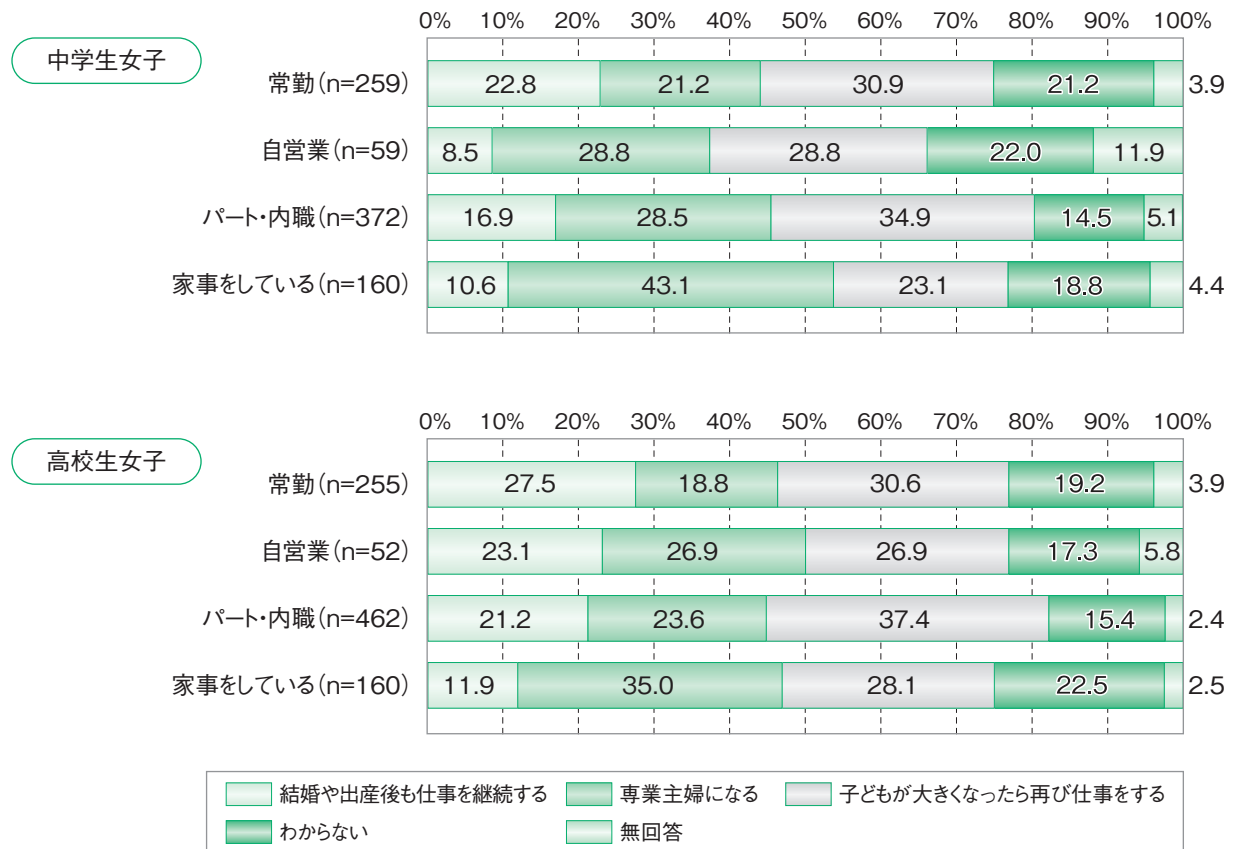
子どもたちが性別にかかわらず個性を尊重した生き方をしていくことができるように、保護者に対しても男女共同参画に関する正しい理解を促すことが必要です。



【図表Ⅲ-6 ジェンダー意識と子育て意識の関係】



【図表Ⅲ-7 母親の就労状況別ライフコースの考え方】



資料) 豊田市「平成19年度子どもの男女共同参画に関する意識調査報告書」より作成

市民ワークショップでよせられた市民の声では…?

● 大人の意識を変えることは難しいので、子どもの意識を育てることが大切だと思います。そのためにも小学校の頃から男女平等の意識を持たせる学校教育の充実を進めることが大切ではないでしょうか。



## 2-2 目標と取組の方向性

将来を担う子どもたちが男女共同参画と人権に対する正しい意識を持ち、  
自立して成長するために、  
家庭・学校・地域において、健やかに育つ環境を構築します。

めざすべき姿である「男女共同参画によって、誰もが自分らしく豊かに暮らせる社会」を実現するためには、次世代を担う子どもたちが性別にかかわらず個性と能力を伸ばして自立した個人として成長するとともに、互いの人権を尊重できることが必要です。このため、学校教育を通じて男女共同参画意識を醸成するとともに、人権や性に対する正しい知識の習得を目指します。また、こうした教育を支えるための教職員を育成します。

一方、若い世代に対する教育は、学校だけではなく家庭の果たす役割も重要です。

特に、家庭では親のジェンダー意識が子どもたちの意識形成に大きな影響を及ぼします。子どもたちが男女共同参画に関する正しい知識を持ち、性別に関係なくのびのびと育つことが出来るよう、子どもを育てる保護者に男女共同参画の理解を進めます。

また、子どもが健やかに育つことができる環境を社会全体で構築することが重要です。そのため、地域で子どもの健全育成を支えるための見守り体制等の構築を目指すとともに、子どもの自立を支援するための環境の整備に取り組みます。

さらに、子どもは、性別等にかかわらず安心して生きる権利や自分らしく生きる権利、豊かに育つ権利、参加する権利など様々な権利を有しています。こうした権利が侵害されないよう、子どもの権利<sup>14</sup>を保障するための様々な取組を進めていきます。

14: 子どもたちは、学校では、勉強・成績に関するストレス、不登校、いじめの問題を抱え、家庭や地域では、意見を押しつける親への不満・反発を抱えています。このような状況のなか、豊田市の子どもたちが安心して自分らしく生きていくことを支援するために、豊田市子ども条例では、子どもが安心して生きる権利、自分らしく生きる権利、豊かに育つ権利、参加する権利を保障し、子どもが幸せに暮らすことのできるまちづくりを実現するための市や市民、保護者、事業者等の責務を規定しています。

## 2-3 具体的な取組

### 指針3 男女共同参画に関する保育・教育を推進します

#### 施策の方向3-1 正しい男女共同参画意識を育てる教育環境の構築

子どもの頃からジェンダーに対する正しい理解を促進するため、幼少期や学校教育における意識啓発事業を展開するとともに、男女共同参画や人権に対する適切な意識と指導技術を有する教員を育成します。

##### 幼少期からの男女共同参画意識の醸成

事業名／事業概要	担当課	指標名	現 状
			目 標
<b>&lt;30&gt;幼児向け男女共同参画啓発事業</b> こども園において幼児向けに実施している権利意識(自分を大切にする心)の教育プログラムを通して、男女共同参画の意識啓発を進めます。	保育課	実施園数(延べ)	20園
			100園

##### 学校における男女共同参画に関する教育の充実

事業名／事業概要	担当課	指標名	現 状
			目 標
<b>&lt;31&gt;副読本やジェンダーマンガを活用した男女共同参画教育の推進</b> 小中学生に男女共同参画に関する正しい理解を促すため、副読本の見直しを行うとともに、副読本やジェンダーマンガなどのあらゆる教材を活用した男女共同参画教育を推進します。	学校教育課、男女共同参画センター	副読本配付対象者	8,489冊(H21)
			8,489冊
<b>&lt;32&gt;「赤ちゃん抱っこ体験」の推進</b> 中学生を中心に、命の大切さや将来親になるための意識啓発及び地域住民との交流を図るために、地域住民(母親、赤ちゃん、地域ボランティア)参加の下で、「赤ちゃん抱っこ体験」事業を推進します。	子ども家庭課	「中学生と赤ちゃんのふれあい体験」実施中学校数	1校/年
			3校/年
<b>&lt;33&gt;市民と共働による男女共同参画教育の推進</b> <b>新規事業 重点事業</b> 小学校で行われている朝の読み聞かせ時間を活用して、読み聞かせグループに男女共同参画の視点をもった絵本や本を読んでもらうなど市民と共働による男女共同参画教育を推進します。また、市内の高校や大学との連携により、市民や学生向けに男女共同参画に関する専門的な講座の開催を検討します。	男女共同参画センター、学校教育課	男女共同参画の視点を持った絵本の読み聞かせ実施学校数	—
			5校/年

## 教職員に対する男女共同参画の理解の促進

事業名／事業概要	担当課	指標名	現 状
			目 標
<b>&lt;34&gt;教職員に対する男女共同参画研修の実施</b> 学校における適切な男女共同参画教育を推進するため、教職員の管理職研修、10年経験者研修、初任者研修等を通して男女共同参画に関する研修を実施します。	学校教育課	研修実施回数	1回/年
			3回/年
<b>&lt;35&gt;道徳主任教師への研修</b> 学校カリキュラムで男女共同参画や男女平等に関する指導を行う中心となる道徳主任の理解を促すため、道徳主任者会の場を利用して男女共同参画研修を実施していきます。	学校教育課	研修実施回数	1回/年
			1回/年
<b>&lt;36&gt;教育保育職に対する男女共同参画研修の実施</b> <b>新規事業</b> 幼児期から正しい男女共同参画意識を育むために、保育師の初任者研修を通して男女共同参画に関する研修を実施します。	保育課	研修受講人数	—
			50人/年

## 施策の方向3-2 子どもをはぐくむ保護者への男女共同参画の理解の促進

子どもたちが男女共同参画に対する正しい理解を持つためには、学校だけではなく保護者の役割も重要です。学校と連携しながら、様々な場面を通じて、保護者の男女共同参画に対する正しい理解を促すための意識啓発等に取り組みます。

### 保護者に対する意識啓発

事業名／事業概要	担当課	指標名	現 状
			目 標
<b>&lt;37&gt;PTA・子ども会・ジュニアクラブなど</b> <b>あらゆる機会を通じた保護者への啓発活動の推進</b> <b>新規事業 重点事業</b> 保護者が男女共同参画を正しく理解するために、PTA・子ども会・ジュニアクラブなど青少年育成団体を指導する保護者に対して、様々な機会を通じて子育てや家庭における役割分担など男女共同参画に対する意識啓発活動を展開します。	次世代育成課	配布団体数、参加者数	—
			800人/年

### 施策の方向3-3 人権と性の尊重意識の醸成

子どもたちや青少年が人権や性に対する正しい理解と意識を持てるよう、小中学生に対する性に関する正しい教育を実施するとともに、若年世代に対する人権意識を啓発する事業を展開します。

#### 小中学生に対する性に関する正しい教育の実施

事業名／事業概要	担当課	指標名	現 状
			目 標
<b>&lt;38&gt;性感染症予防対策の普及啓発</b> エイズ等の性感染症を予防するため、中学校を対象にエイズ予防教育実践協力校を指定し、保護者も含めて知識の普及を図るほか、中学校及び高等学校等を対象とした出前講座やボランティアグループと連携したエイズキャンペーンを実施します。	感染症予防課	エイズ予防教育実践協力校の指定校数(延数)	21校
			26校
<b>&lt;39&gt;思春期教室の開催(再掲)</b> 子どもたちが将来親になるための準備教育として、思春期の子どもやその保護者を対象に、命の重さを感じ、他人への思いやり・優しさを育めるような講座を実施します。	子ども家庭課	思春期教室の実施回数	4回/年
			6回/年

#### 若い世代への人権の啓発

事業名／事業概要	担当課	指標名	現 状
			目 標
<b>&lt;40&gt;「人権を考える集い」の開催</b> 人権に対する正しい理解を促し、不当な人権侵害を防止するために、市内小中学校にて人権全般に関する講演会と公開授業・意見発表等を開催し、人権意識の高揚を図ります。	市民相談課	「人権を考える集い」開催回数	12校/年
			12校/年



## 指針4 社会全体で子どもを見守り育成します

### 施策の方向4-1 子どもを見守る体制の構築

子どもを社会全体で見守り健全な育成を支援するために、地域コミュニティと連携しながら、地域における放課後の居場所を確保していきます。

#### 子どもの居場所づくりや見守りのための地域の支援体制の構築

事業名／事業概要	担当課	指標名	現 状
			目 標
<p>&lt;41&gt;地域における放課後の子どもの居場所づくり すべての小学生を対象とした放課後の居場所づくりのために、「地域子どもの居場所づくり事業」の実施地区の拡大に加え、新たにNPO団体等による展開など、地域の実情に即した子どもの居場所づくりを進めます。 また、「放課後子どもプラン推進委員会」を定期的に開催し、放課後の子どもの居場所づくりについて、総合的な視点で推進を図ります。</p>	次世代育成課	居場所確保数 (小学校区)	7小学校区
			75小学校区

### 施策の方向4-2 子どもの権利の正しい理解の推進と保護

自分らしく生きる権利を有する子どもたちが不当な差別や不利益を被ったり、個性を否定されたりすることがないように、子どもの権利に対する意識啓発を進めるとともに、子どもの権利に関する相談体制の確保など、子どもの権利保護に努めます。

#### 子どもの権利を正しく理解するための意識啓発の推進

事業名／事業概要	担当課	指標名	現 状
			目 標
<p>&lt;42&gt; (仮) 子どもの相談・権利侵害対応ガイドラインの策定 <b>新規事業</b> 子どもの権利侵害の予防、早期対応、解決を図るために、豊田市家庭児童相談室、とよた子どもの権利相談室、青少年相談センター（パルクとよた）、要保護児童・DV対策協議会など、子どもの相談・権利侵害に対応する関係機関において、子どもの相談事例の情報共有、蓄積を行い、各機関の果たす役割と適切な対応方法の指針を示す「(仮)子どもの権利侵害対応ガイドライン」を策定します。</p>	次世代育成課、 子ども家庭課、 学校教育課 (パルクとよた)	策定	



## 子どもの権利を保障する社会の仕組みの構築

事業名／事業概要	担当課	指標名	現 状
			目 標
<p>&lt;43&gt;とよた子どもの権利相談室(子どもスマイルダイヤル)の運営</p> <p>子どもの権利侵害を救済するために、関係機関との連携の下で、子どもの身近な悩みや権利侵害について、子ども自身が気軽に相談できる窓口となる「とよた子どもの権利相談室」を運営します。</p>	次世代育成課	運営	実施
<p>&lt;44&gt;子どもの権利学習プログラムの展開(小学校、中学校、保護者)</p> <p><b>新規事業</b></p> <p>自分らしく生きる権利を有する子どもの自己肯定意識の向上、自他の権利の正しい理解を促進するために、「子どもの権利学習プログラム(小学生低学年・中学年・高学年、中学生、保護者)について、児童・生徒へは道徳などの授業等で展開し、保護者へは、学校のPTA活動や交流館の講座等で展開していきます。</p>	次世代育成課、 学校教育課	実施率	— ----- 80%
<p>&lt;45&gt;(仮)こども園の子ども権利学習プログラムの作成</p> <p><b>新規事業</b></p> <p>心と体、命の大切さ、子どもの自己肯定意識や他者を理解する心を育むため、園児版の学習プログラムを新たに作成し、こども園での展開を図ります。</p>	次世代育成課、 保育課	実施率	— ----- 80%

### ③ ライフステージ3 共に働き・共に生きる



ライフステージ3は、成人から高齢期に至るまでの期間で、責任ある市民として地域社会や職場、家庭などあらゆる場面で活躍する段階です。

#### 3-1 現状と課題

ライフステージ3では、家庭や職場、地域において男女が互いに尊重し合い、能力を発揮できる社会システムの構築に向け、意識の醸成や学習機会の充実などに取り組んできました。その結果、市民アンケートでは「家庭」「職場」「地域」のいずれにおいても平等であると感じる割合が少しずつ増加しています。しかしながら、いずれの項目においても、計画の目標値に達するまでには至らず、また、審議会における女性参画の促進についても目標値に達しておらず、男女が平等な機会を持って活躍する場が十分に構築できていないと考えられます。(図表Ⅲ-8)。

家庭における夫婦の役割分担では、理想は家事などを夫婦共同で行うのが望ましいとしています。が、現実には主に女性が担っています。

地域活動では企画や運営を男性が行い、女性はお茶汲みや片付けなどを行っているなど従来からの慣習による性別の役割分担がいまだに存在しており、その状況を「当然だと思う」「仕方ない」と感じている人の割合が3割以上となっています(図表Ⅲ-9)。

職場における男女平等意識についても、依然として男女間での昇格・昇給や仕事の内容に差があると感じている人の割合が高くなっています。

また、市民アンケートでは、女性が仕事を持つことへの考え方が、「子どもができて、ずっと仕事を続けることがよい」と考えている人の割合が全国と比較して大幅に低く、「子どもができたなら仕事をやめ大きくなったら再び仕事を持つ方がよい」と考えている人の割合が高くなっています(図表Ⅲ-10)。こうした現状を分析し、働きたい女性が働き続けられないという状況があるならば、その要因が何かという点について市民とともに明らかにし、解決していくことが必要となります。

近年、一人ひとりがやりがいを持ちながら充実して仕事に取り組むとともに、家庭生活や地域活動などに自らが希望するバランスで取り組むことができる、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の重要性が高まりつつあります。国レベルでも重要視されている取組ですが、男女とも理想よりも現実には仕事を重視する傾向にあるため、調和の実現に向けた各種取組を展開することが求められます(図表Ⅲ-11)。

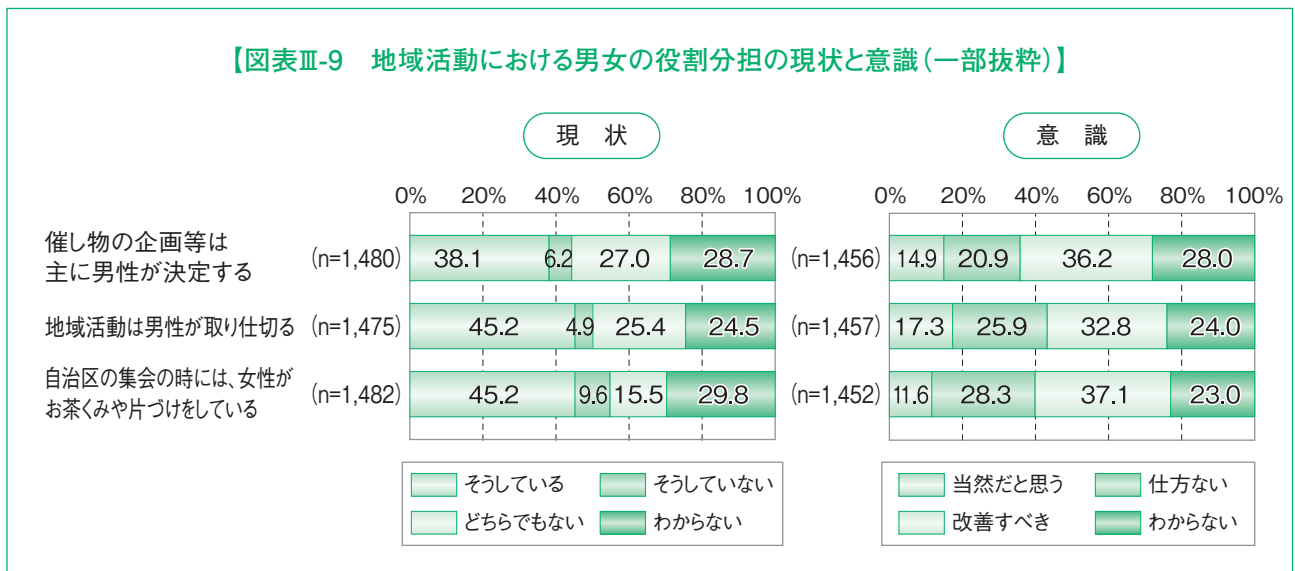
男女共同参画社会の基本はともに認め合うことであり、人権の侵害はその根幹に関わる問題です。DV(ドメスティック・バイオレンス)は人権を侵害する犯罪行為であり、DVのない社会にするための啓発活動が必要であるとともに、DV被害者に対する支援の充実が必要です。平成19年度の「女性への暴力に対する意識と実態調査」によると、豊田市に住む女性の3人に1人が身体的暴力を受けています(図表Ⅲ-12)。これは前回調査(平成14年度)に引き続き全国平均よりも高い割合になっています。男女共同参画社会を実現するためには、人権への正しい理解や人権侵害の解消に向けた取組を

今後とも継続していくことが重要です。

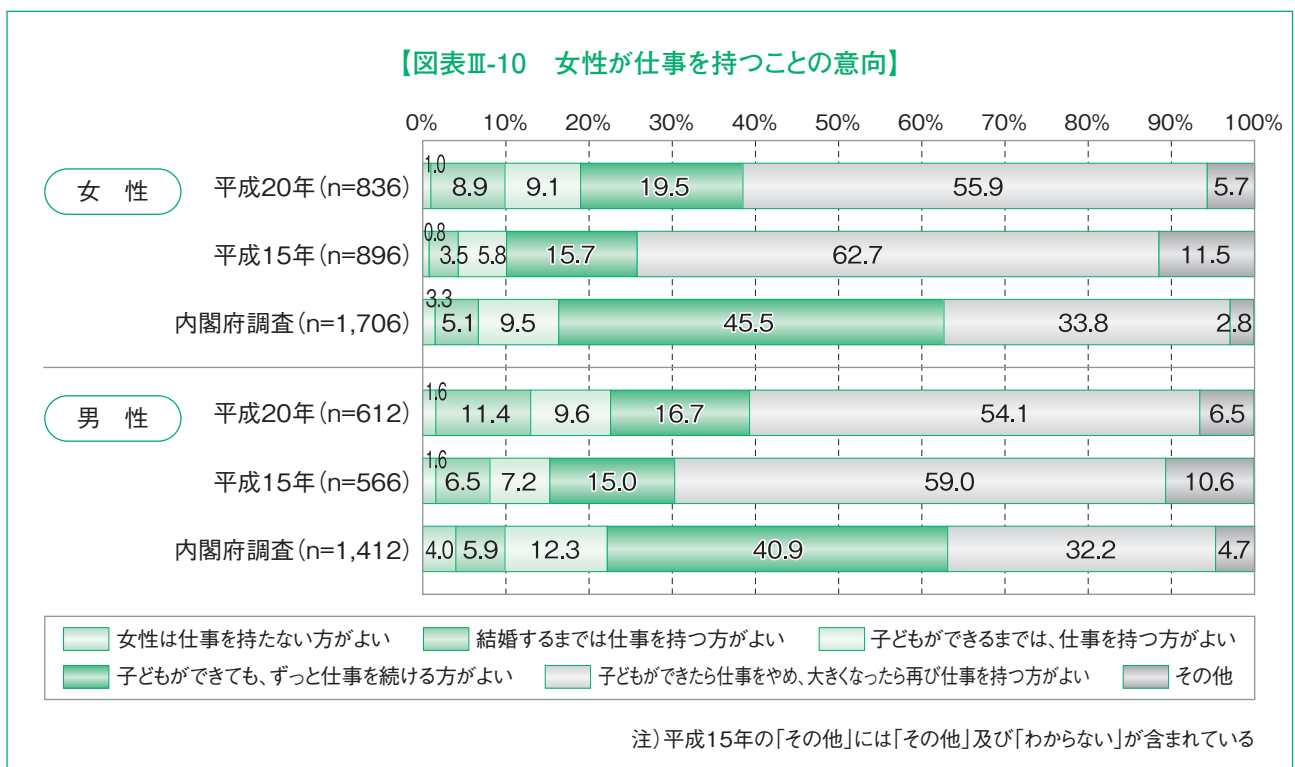
【図表Ⅲ-8 家庭・地域・職場における男女平等意識の変化(平等であるとを感じる人の割合)】

	平成10年度	平成15年度	平成20年度	目標値
家 庭	21.2%	24.9%	26.9%	30.0%
地 域	18.1%	19.7%	19.1%	30.0%
職 場	9.7%	12.9%	17.4%	20.0%

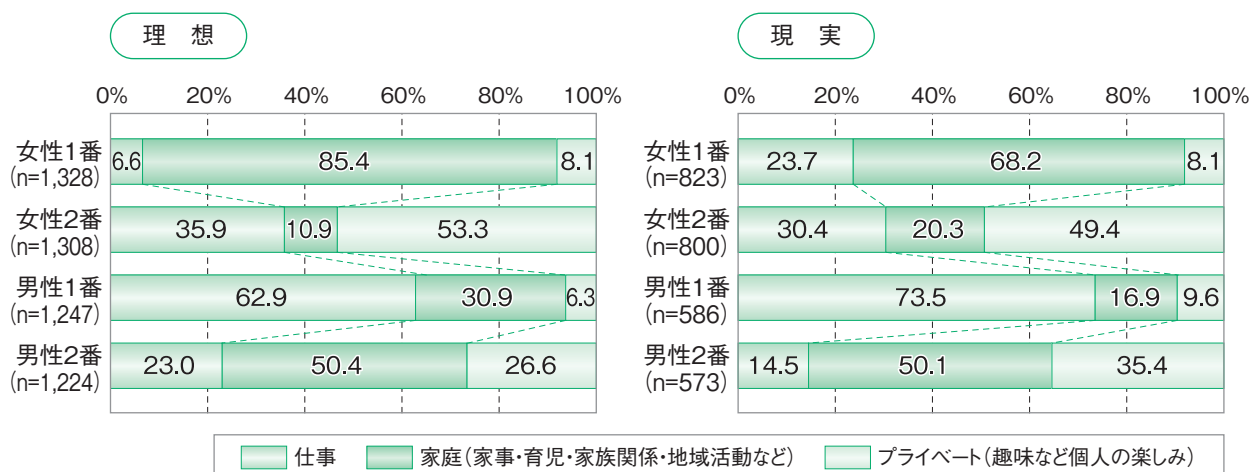
【図表Ⅲ-9 地域活動における男女の役割分担の現状と意識(一部抜粋)】



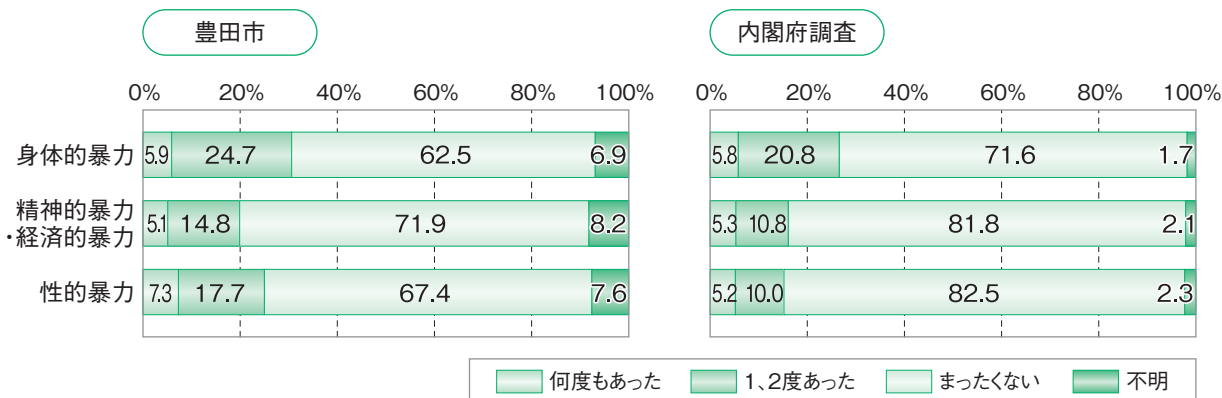
【図表Ⅲ-10 女性が仕事を持つことの意向】



【図表Ⅲ-11 ワーク・ライフ・バランスの状況(重視する項目)】



【図表Ⅲ-12 DVの状況】



資料) 豊田市「平成19年度女性への暴力に関する意識と実態調査報告書」及び内閣府「配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査結果(平成19年4月)」より作成

### 市民ワークショップで寄せられた市民の声では…?

- 家庭内で平等を意識しすぎずに、お互いを理解しあうことが大切だと思います。
- 休日に家事を頼みたくても、疲れている夫に頼みづらかったりします。夫婦間のコミュニケーションを充実して、互いに理解を深めることも重要だと思います。
- 地域での実質的な活動はほとんど女性が行っています。また、女性同士でも仕事や介護などの理由で活動に差があります。
- 育児と仕事を両立しようとしても、勤務時間が制限されてしまうし、会社も育児に配慮した勤務体系になっていません。
- 男性も仕事でがんばりすぎていると思います。ワーク・ライフ・バランスが進まないために、男女共同参画が進まないのではないのでしょうか。
- 職場での男女の待遇の差や、育児中の女性が働くことに対しての偏見が残っていると思います。また、働くことについて、女性自身の意識にも問題があるのではないのでしょうか。

### 3-2 目標と取組の方向性

男女問わず誰もが互いの人権を尊重しながら、家庭や地域、職場においてともに責任のある市民として協力し合って活動することが出来る環境を構築します。

同時に、仕事・家庭・地域活動などにおいて、個々のライフスタイルに合わせて、その能力を自らの望むバランスで適切に発揮できる環境を構築します。

ライフステージ3では、まず男女共同参画の基本として、男女が互いの人権を守り尊重し合いながらパートナーシップを構築することが必要です。そのため、正しい人権意識に対する理解を促進するとともに、不当な人権侵害や暴力を根絶することを目指します。さらに、人権を侵害する犯罪行為でもあるDVのない社会をつくるために、DVに対する正しい理解の促進や被害者の支援などDV対策を推進します。

また、「家庭」「地域」「職場」などあらゆる場面において、誰もが様々な活動に平等に参加する機会を有し、その持てる能力を発揮できるような社会を構築することが重要です。そのため、市民の男女共同参画に関する意識の向上に向けたより一層の啓発を図るなど、全市的な男女共同参画に対する機運の醸成を図るとともに、「家庭」「地域」「職場」などで、現在平等となっていない点について、是正していくことが重要です。

家庭内では男女が互いに助け合いながら家事や育児を分担することができるよう、男女の意識の向上と男性が意欲的に家事・育児に参加するための仕組みを構築します。

地域活動では今なお残されている性別役割分担の見直しや意思決定の場への女性の一層の参画を促進することが必要です。そのため、地域役員へ女性を選任するための仕組づくりや男女がともにその能力を十分に発揮しながら地域活動に参画できるための支援を行っていきます。

職場においても不当な男女不平等を排除し、互いの能力を活用し協力し合うことでより活発な企業活動が行われる職場環境の構築が必要です。そのため、男女共同参画の意識を持った企業の育成に向けて、事業主だけでなくそこで働く人々の意識改革に向けた取組や法令遵守の徹底を図るための啓発を行います。

こうした様々な場面での環境改善に向けた取組に加えて、男女が多様な能力を発揮する機会を平等に享受することが出来るよう取組を進めていきます。

具体的には、まず、多くの女性が出産・育児で仕事をやめ子どもが大きくなったら再就職することを希望していますが、実際には就職することが難しい現状があるため、女性のスキルアップや起業に向けた支援を行います。

また、審議会や地域会議の委員など政策決定の場への女性の参画を促進することは、多様な意見を政策に反映していく上で重要です。そのため、女性の人材の発掘と育成を図るとともに様々な場面で女性が活躍できる環境の整備を構築していきます。

さらに、仕事・家庭生活・地域活動などにおいて個々のライフスタイルに応じて自らが望むバランスで活動することが望まれます。こうしたワーク・ライフ・バランスを実現するために、企業への意識啓発や取組の支援を実施します。



指針5 男女の人権を守り尊重します

施策の方向5-1 正しい人権意識の尊重と人権侵害の解消

人権に関する正しい理解を促すとともに、各種相談事業の実施や相談窓口の周知を図り、不当な人権侵害の解消に努めます。

正しい人権意識の啓発

事業名／事業概要	担当課	指標名	現 状
			目 標
<b>&lt;46&gt;「人権を考える集い」の開催(再掲)</b> 人権に対する正しい理解を促し、不当な人権侵害を防止するために、市内小中学校にて人権全般に関する講演会と公開授業・意見発表等を開催し、人権意識の高揚を図ります。	市民相談課	「人権を考える集い」開催回数	12校/年
			12校/年

不当な人権侵害の解消に向けた取組の拡充

事業名／事業概要	担当課	指標名	現 状
			目 標
<b>&lt;47&gt;女性のための相談事業の実施</b> 夫婦関係、家族や職場での対人関係、DV、自分の生き方、からだのことなど女性が抱える様々な悩みに対して専門の相談員を配置します。また、相談員の資質向上や各相談機関の連携を強化することにより、専門的で極め細やかな相談体制を構築します。	男女共同参画センター、市民相談課	相談件数	981件/年
			1,100件/年
<b>&lt;48&gt;男性のための相談事業の実施</b> 夫婦関係、家庭や職場での悩みや不安、自分の生き方、からだのことなど男性が抱える様々な悩みに対して専門の相談員を配置します。	男女共同参画センター	相談件数	49件/年
			60件/年
<b>&lt;49&gt;相談窓口の周知</b> 市民に相談窓口を周知しその活用を促すために、広報誌の特集で掲載するなど効果的な周知方法を検討し、展開していきます。	広報課	広報での周知	12回/年
			12回/年

## 施策の方向5-2 DV対策の推進

若い世代や外国人も含めた幅広い市民に対してDVに対する正しい理解を促すとともに、市民ボランティア等との共働や関係機関との連携強化などにより、相談から保護、自立に至るまでの支援体制を充実し、DVの根絶と被害者の救済に努めます。

### DVに対する正しい理解の促進

事業名／事業概要	担当課	指標名	現 状
			目 標
<p>&lt;50&gt;デートDV防止出前講座の実施  <b>新規事業</b> <b>重点事業</b>                      若い世代へDVに対する認識と正しい理解を進めるとともに、若い男女間に起きているデートDVに対応するため、高校、大学などへ出前講座を実施します。</p>	男女共同参画センター	デートDV出前講座回数	— 2回/年
<p>&lt;51&gt;外国人向けDV防止リーフレットの作成  <b>新規事業</b> <b>重点事業</b>                      増加する外国人被害者に対応するため、外国語によるカードやリーフレットを作成・配布し、周知啓発を図ります。また、通訳の手配や相談員の専門知識習得や多文化への理解向上などにより外国人被害者への相談体制の充実を図ります。</p>	男女共同参画センター	外国語DV対応マニュアル配布数	— 5カ国語で各200部
<p>&lt;52&gt;DVに関する正しい理解の促進                      市民一人ひとりがDVに関する正しい理解と認識を持つために、様々な媒体を活用したPR活動や講座の開催等により広く市民に啓発します。また、DV対応マニュアルを作成し、公共施設や病院等に設置します。</p>	男女共同参画センター	DV対応マニュアル配布数	2,000部/年 3,000部/年

### 被害者支援の充実

事業名／事業概要	担当課	指標名	現 状
			目 標
<p>&lt;53&gt;DV被害者支援グループの育成、支援  <b>新規事業</b> <b>重点事業</b>                      DV被害者に対して、行政では対応できない極め細かな支援を行うことができる支援者(サポーター)を養成し、グループ化を図ります。また、こうしたグループ・団体への支援策を検討します。</p>	男女共同参画センター	民間グループ数	— 1グループ



<p>&lt;54&gt;被害者への総合的な自立支援策の充実  <b>新規事業</b> <b>重点事業</b>          被害者の最も身近な行政主体として、精神的な支援を始め、住宅の確保、就労支援、学校の入転校、こども園への入園など被害者の自立に向けた総合的な支援を実施します。</p>	子ども家庭課、生活福祉課、男女共同参画センター	実施	
<p>&lt;55&gt;DV家庭に育つ子どもの心のケア  <b>新規事業</b> <b>重点事業</b>          青少年相談センター、豊田加茂児童・障害者相談センターなどと連携し、DVにさらされた子どもの状況を的確に把握し、プレイセラピーなどにより子どもへの心理的ケアを実施します。</p>	男女共同参画センター、学校教育課（パルクとよた）、子ども家庭課	講座開催	— 1回/年
<p>&lt;56&gt;配偶者暴力相談支援センターの設置の検討          「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）<sup>15</sup>」の改正により、市町村の設置が努力義務となった配偶者暴力相談支援センターの設置について、施設の機能や周辺自治体の動向を踏まえながらや本市における設置の必要性について検討します。</p>	男女共同参画センター	検討	

### 関係機関との連携機能の充実

事業名／事業概要	担当課	指標名	現 状 目 標
			<p>&lt;57&gt;DV対策部会の充実            DVに関係する各相談機関の情報の共有化や対応の統一化を図るため、相談対応マニュアルを作成します。また、相談を受けた際に、迅速かつ適切な対応をとるため、事例検討や対応策の検討をするなど、連携の強化を図ります。</p>
<p>&lt;58&gt;医師会、弁護士会等との連携の強化  <b>新規事業</b>            DV被害の早期発見や精神的ケアを行うとともに各種法律相談など自立に向けて専門的な見地から支援するために、医師会や弁護士会との連携を強化します。</p>	男女共同参画センター	実施	

15: DVは家庭内の問題として捉えられ、被害者の救済が必ずしも十分に行われていませんでしたが、平成13年に制定された同法により、DV加害者に対して被害者への接近禁止命令や住居からの退去命令などを発することができるようになりました。

## 指針6 家庭・地域・職場における男女共同参画を推進します

### 施策の方向6-1 市民への男女共同参画意識の醸成

男女共同参画の正しい理解を促すため、様々な機会を活用した情報提供や啓発イベント、講座などの意識啓発の機会を設けるとともに、市民同士が相互に理解を深める機会の提供や、市民との共働による啓発事業などの取組を展開します。

#### 市民の男女共同参画への正しい理解の促進

事業名／事業概要	担当課	指標名	現 状
			目 標
<b>&lt;59&gt;男女共同参画情報発信の充実</b> (情報誌・FM等の活用、ホームページのリニューアル) 職場・地域・家庭などあらゆる場面で男女平等意識が醸成され、共同化が推進されるよう情報誌・FMラジオなどにより男女共同参画について正しい理解と認識を深めるための情報を発信します。また、とよた男女共同参画センターのホームページをリニューアルし、子育て世代への支援策やワーク・ライフ・バランスに取り組む企業への支援策など市民に有益な情報を発信します。	男女共同参画センター	情報誌	2回/年
		FM放送	週2回
		ホームページのリニューアル	週2回
<b>&lt;60&gt;男女共同参画週間に合わせた啓発イベントの展開</b> <b>新規事業</b> <b>重点事業</b> 男女共同参画週間に合わせて講演会の開催や(仮)定時退社キャンペーンなどの実施により、家族で男女共同参画について考えるきっかけとなるようなイベントを開催します。	男女共同参画センター	イベントの開催、キャンペーン実施	—
			1回/年
<b>&lt;61&gt;各種講座の開催</b> 男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画セミナー、女性応援講座、男性応援講座など様々な講座を開催します。	男女共同参画センター	各種講座の開催	17回/年
			20回/年
<b>&lt;62&gt;市民ワークショップの開催</b> <b>新規事業</b> <b>重点事業</b> 「仕事と生活の両立」「地域での男女共同によるまちづくり」など様々なテーマでワークショップを開催し、なぜ男女共同参画が必要なのかを市民と一緒に考えるきっかけとします。	生涯学習課、男女共同参画センター	ワークショップ開催回数	—
			2回/年

## 市民との共働による意識啓発の推進

事業名／事業概要	担当課	指標名	現 状
			目 標
<p>&lt;63&gt;市民活動団体との共働による意識啓発事業の展開</p> <p><b>新規事業</b> <b>重点事業</b></p> <p>男女共同参画に関して市民と行政が双方向で理解していくため、市民グループによる啓発事業の企画立案やイベントの共同開催などにより、市民との共働による意識啓発を推進します。</p>	男女共同参画センター、地域支援課		実施

## 施策の方向6-2 家庭における男女共同参画の推進

家庭におけるコミュニケーションの充実を図るとともに、男性に対する家事・育児能力向上などの講座を開催し、家庭における家事・育児等の共同化を実現します。

### 家庭におけるコミュニケーションの促進

事業名／事業概要	担当課	指標名	現 状
			目 標
<p>&lt;64&gt; (仮) 家族のコミュニケーション推進運動の展開</p> <p><b>新規事業</b></p> <p>家庭内で父親・母親がともに子どもとふれあい、子どもへの関わり方や家族の絆作りを進めるため、全市ノーテレビデーなどを実施し、家庭や親の役割を意識した市民運動として展開し、親子のコミュニケーション機会の創出を進めます。</p>	次世代育成課		実施

### 男性の家事育児参加の促進

事業名／事業概要	担当課	指標名	現 状
			目 標
<p>&lt;65&gt;男性応援講座の開催</p> <p>日常生活の中で家事・育児に参加することが少ない男性が必要な知識と技術を身につけるとともに、家事・育児への関わり方を見直し、家庭における男女共同参画意識を高めることを目的として男性応援講座を開催します。</p>	男女共同参画センター	男性応援講座の開催回数	5回/年 7回/年
<p>&lt;66&gt;男性の家事・育児能力向上事業(再掲)</p> <p><b>新規事業</b> <b>重点事業</b></p> <p>男性が楽しみながら主体的に参加できるような取組として、例えば料理コンテストやパパ検定などの父親向け啓発事業を検討します。</p>	男女共同参画センター	父親向け啓発事業	— 1事業

## 施策の方向6-3 地域活動における男女共同参画の推進

地域活動における男女共同参画を推進するため、意思決定の場への女性参画や女性役員の選任を促進し、男女がともに協力し合って活動できるよう意識の啓発を進めます。

### 地域における男女共同参画意識の推進

事業名／事業概要	担当課	指標名	現 状
			目 標
<b>&lt;67&gt;区長会役員会での啓発実施</b> 地域における意思決定の場への女性参画や役員選任を促進し、男女がともに協力し合って活動できる環境づくりを進めるため、地域の代表者である区長会役員を対象に「男女共同参画推進」に関する啓発を実施します。	地域支援課	区長会での啓発回数	1回/年
			1回/年
<b>&lt;68&gt;「自治区実態調査」による女性参画状況の継続調査</b> 自治区における女性の参画状況を把握することを目的に、自治区の役員に占める女性比率を継続的に調査します。さらに、その現状を周知することでより一層女性の参画に対する意識を啓発していきます。	地域支援課	実態調査回数	1回/年
			1回/年

### 地域における女性の活用の促進

事業名／事業概要	担当課	指標名	現 状
			目 標
<b>&lt;69&gt;地域会議における女性委員の選任促進</b> <b>重点事業</b> 地域活動における女性参画を推進することでより平等で活力のある地域づくりにつなげるため、2年に1回実施している地域会議委員の選考に当たっては、手続要領に基づき、公募委員の積極的活用、年齢構成、地域性等とともに「男女比率」(30%目標)に配慮した選考に努めます。	地域支援課	地域会議の女性委員割合	22%
			30%

## 施策の方向6-4 職場における男女不平等の解消

職場において男女が不当な差別なく共に働きその能力を活かすことが出来るよう、職場に対する情報提供や講師派遣等により、男女共同参画意識の醸成を図ります。

### 職場での不平等を解消するための意識啓発の推進

事業名／事業概要	担当課	指標名	現 状
			目 標
<p>&lt;70&gt;男女共同参画情報発信の充実 (情報誌・FM等の活用、ホームページのリニューアル) (再掲)</p> <p>職場・地域・家庭などあらゆる場面で男女平等意識が醸成され、共同化が推進されるよう情報誌・FMラジオなどにより男女共同参画について正しい理解と認識を深めるための情報を発信します。また、とよた男女共同参画センターのホームページをリニューアルし、子育て世代への支援策やワーク・ライフ・バランスに取り組む企業への支援策など市民に有益な情報を発信します。</p>	男女共同参画センター	情報誌	2回/年
		FM放送	週2回
		ホームページのリニューアル	週2回
<p>&lt;71&gt;講師派遣事業の実施 <b>重点事業</b></p> <p>職場における男女の不平等感の解消や雇用機会の均等、セクシュアルハラスメントの防止などを推進するために、企業内研修やセミナーなどに男女共同参画研修の講師を派遣します。</p>	男女共同参画センター	派遣企業数	—
			2社/年



## 指針7 個人が多様な能力を発揮する機会を提供します

### 施策の方向7-1 就業支援の充実

育児や介護などを理由に一度職場を離れた人が、再び職場において能力を発揮する機会が得られるよう、職業訓練や再就職支援、さらには起業支援などの取組を展開します。また、女性が家庭と仕事の両立を進める上で役立つ情報を提供します。

#### 女性の就業や起業に向けた各種支援策の実施

事業名／事業概要	担当課	指標名	現 状
			目 標
<b>&lt;72&gt;豊田市就労支援室の運営</b> 豊田市就労支援室において、就労を希望する女性のための求人情報の提供や職業相談を行うとともに、就労セミナーやキャリアカウンセリングを実施し、その就業を支援します。	産業労政課	相談件数	3,043人/年
			3,500人/年
<b>&lt;73&gt;再就職支援セミナーの実施</b> <b>重点事業</b> パソコン講座や医療事務講座などを開催し、再就職を希望する女性の技術・技能の向上や資格取得を支援します。	産業労政課、 男女共同参画センター	受講者数	126人/年
			200人/年
<b>&lt;74&gt;女性の起業に対する支援</b> <b>新規事業 重点事業</b> 起業を目指す女性のために、中小企業診断士による経営相談などを実施し、起業や経営の知識・ノウハウの取得を支援するとともに、女性起業家同士のネットワークづくりを進めるための交流の場を提供します。	産業労政課、 男女共同参画センター	講座実施回数	—
			1回/年
<b>&lt;75&gt;働く女性のための情報誌の作成</b> <b>新規事業 重点事業</b> 子育てに関する情報や買い物情報、リフレッシュできる情報など女性が仕事と家庭を両立するために役立つ情報誌を作成します。	男女共同参画センター	実施	

## 施策の方向7-2 様々な地域活動への参画機会の提供と活動の支援

女性が様々な地域活動や政策決定の場に参画できるよう、人材育成や人材発掘に取り組むとともに、審議会における女性委員の選任を促進します。

### 女性人材の発掘と人材の育成(エンパワメント)

事業名/事業概要	担当課	指標名	現 状
			目 標
<b>&lt;76&gt;女性人材養成講座の実施</b> <b>重点事業</b> 各種審議会や地域会議、自治区の委員など政策決定や意思決定の場に参画できる女性リーダーを育成するために人材養成講座を開催します。	男女共同参画センター	女性人材養成講座の開催	1回/年
			1回/年

### 女性の様々な活動への参画

事業名/事業概要	担当課	指標名	現 状
			目 標
<b>&lt;77&gt;審議会等の女性委員の選任促進</b> <b>重点事業</b> 政策・意思決定の場である各種審議会等において、多様な意見が政策に反映されるよう、庁内所管課へのPRの強化と委員選任時における女性比率のチェックを行うなど、女性委員の選任促進に努めます。	人事課	審議会等の女性委員の選任比率	25.4%
			30%
<b>&lt;78&gt;女性リーダー人材登録制度の検討</b> <b>新規事業</b> <b>重点事業</b> 女性の能力を積極的に活用するために、様々な分野で活躍する女性を発掘・登録する制度を検討します。	男女共同参画センター	検討	



## 施策の方向7-3 ワーク・ライフ・バランスを実現する職場環境の充実

ワーク・ライフ・バランスの必要性や取組方法を企業へ啓発するとともに、取組を進める企業に対する各種支援を行い、多様な働き方が可能な職場環境の実現を支援します。

### ワーク・ライフ・バランスに関する企業への意識啓発

事業名／事業概要	担当課	指標名	現 状
			目 標
<p>&lt;79&gt;ワーク・ライフ・バランス推進員による企業訪問</p> <p><b>重点事業</b></p> <p>ワーク・ライフ・バランス推進員が市内企業を訪問し、企業の事業主や人事担当者にワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の必要性や一般事業主行動計画の策定、育児・介護休業制度、国・県の助成制度などについて周知します。</p>	男女共同参画センター	訪問企業数	184社 ----- 200社
<p>&lt;80&gt;講師派遣事業の実施(再掲)</p> <p><b>重点事業</b></p> <p>企業におけるワーク・ライフ・バランスを推進するために、従業員の働き方の見直しや職場環境の改善、男女共同参画の理解促進などについて、専門の講師を派遣します。</p>	男女共同参画センター、子ども家庭課、次世代育成課	派遣企業数	— ----- 2社/年

### ワーク・ライフ・バランスを進める企業への支援

事業名／事業概要	担当課	指標名	現 状
			目 標
<p>&lt;81&gt;優良企業表彰制度の検討</p> <p><b>新規事業</b> <b>重点事業</b></p> <p>企業の子育て支援への取組を促進するため、市内企業の「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」登録を推進します。また、豊田市におけるワーク・ライフ・バランスに関する優良な取組を行う事業所に対する認証(表彰)制度を検討します。さらに、ワーク・ライフ・バランスを実践している事業所の社員の事例や家庭における子どもとのかかわり方などを紹介することで、市民意識の向上を図ります。</p>	男女共同参画センター、次世代育成課	愛知県ファミリー・フレンドリー企業に登録した市内企業数	60社(H21) ----- 150社
		優良企業表彰制度の検討	— ----- 3社/年
<p>&lt;82&gt;男女共同参画の視点を持った入札参加資格の周知</p> <p>企業における男女共同参画の取組を促進するため、市事業の入札にあたって、男女共同参画の視点をもった入札参加資格条件を設定するとともに多くの事業所が利用できるよう周知します。</p>	男女共同参画センター、契約課	加対象企業数	42社/年 ----- 60社/年
<p>&lt;83&gt;企業に対する支援策の検討</p> <p><b>新規事業</b> <b>重点事業</b></p> <p>企業がワーク・ライフ・バランスを推進するために、先進的な取組事例集の作成やコンサルタントの派遣など企業ニーズを把握しながら効果的な支援策を検討します。</p>	男女共同参画センター、次世代育成課	検討	

## ④ ライフステージ4 老いを生き・老いを支える



ライフステージ4は、高齢者が自立し、健康を維持し、その能力を活用し生きがいを持って暮らせる段階です。

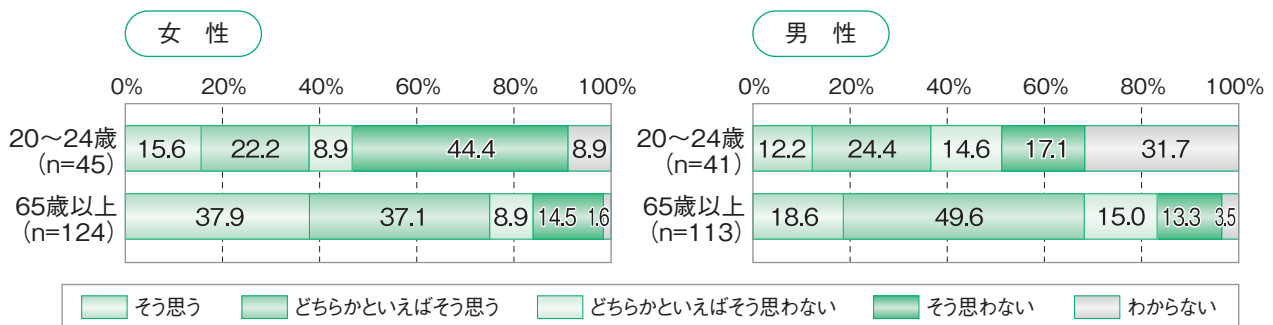
### 4-1 現状と課題

ライフステージ4では、高齢者が生きがいを持って社会生活全般に能力を発揮することができるよう、高齢期の自立を促す交流活動を支援するとともに、安心した老後を迎えられるよう、個人や家庭・地域社会が互いに支え合いながら介護を行う仕組みづくりに向けた取組を進めてきました。その取組成果についてみると、市民アンケートからは「高齢者の健康や生きがいづくりへの取組」は、他の施策と比べても「良い」の評価が高くなっています。一方で、ニーズも他の項目と比べて最も高いことから、安心して高齢期を迎えることのできる環境整備が求められています。

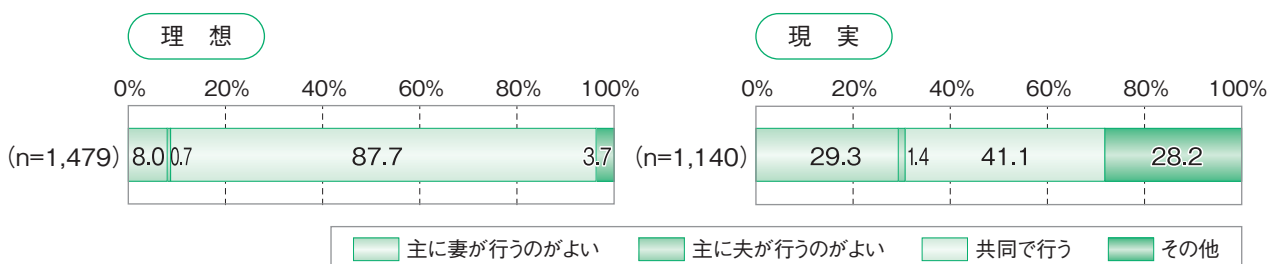
市民アンケート結果からも、高齢者世代は他の世代と比較してジェンダーに対する固定的な考え方が根強い傾向が見られます(図表Ⅲ-13)。これから地域に様々な経験や知恵を還元していくことが期待されるこの世代が、男女共同参画に関する正しい理解を持つことが重要であり、意識啓発に関する取組の強化が必要です。

また、家庭における老親等の世話・介護は、夫婦共同で行うことがよいと考えている人が9割近くおり意識面での改善がみられるにも関わらず、現実には妻が介護を行う割合が高くなっており男性の介護参加が進んでいません(図表Ⅲ-14)。

【図表Ⅲ-13 男女の役割・考え方「女は女らしく、男は男らしく」する方がいい】



【図表Ⅲ-14 家庭における老親等の世話・介護の状況】



## 4-2 目標と取組の方向性

高齢者が男女共同参画に関する意識を持ち、互いに支え合いながら安心・自立して暮らすため、  
経済的に安定し、心身ともに健康を維持するとともに、  
家庭や地域で男女が協力して支え合う仕組みを構築します。  
また、高齢者がその能力を活用して活躍し、生きがいを持って暮らせる社会を実現します。

ライフステージ4では、まず、固定的な性別役割分担がより根強く残っている高齢世代を対象に男女共同参画に対する正しい理解と意識を醸成することが必要です。そのために、様々な機会を通じて高齢者を対象にした啓発活動を推進します。

また、高齢社会が進展し高齢者が増加する中、誰もが安心して高齢期を過ごすことが重要となります。そのために、特に男性の高齢者が生活スキルを身につける機会の提供や、安定した生活を支えるための就労支援、さらに生きがいづくりや地域活動への参加促進を支援するなど、高齢者が経済的にまた生活者として自立することを目指します。

あわせて、いつまでも健康であり続けることができるような環境を構築するため、様々な健康支援施策を展開します。

さらに、老後の生活を男女が協力し合って支えていくために、家庭内での介護の共同化に向けた意識啓発等の取組や介護能力の向上に向けた取組を進めるとともに、地域社会全体で介護を支える体制の構築を目指します。

### 4-3 具体的な取組

## 指針8 高齢者が自立して生き生きと暮らせる社会を実現します

### 施策の方向8-1 高齢世代への男女共同参画意識の啓発

固定的な男女の性別役割分担意識がより根強く残っていると思われる高齢世代を対象として、様々な機会を通じて男女共同参画意識の醸成を図ります。

#### 男女共同参画意識啓発の推進

事業名／事業概要	担当課	指標名	現 状
			目 標
<p>&lt;84&gt;シニア世代向けの男女共同参画推進事業</p> <p><b>新規事業</b> <b>重点事業</b></p> <p>高齢世代への男女共同参画の正しい理解を促進するために、交流館におけるシニア世代向けの講座に男女共同参画の内容を取り入れるなど様々な機会を通じて啓発していきます。</p>	生涯学習課、男女共同参画センター	シニア世代向け講座数	— 6講座/年
<p>&lt;85&gt;おじいちゃん、おばあちゃん向けの育児講座</p> <p><b>新規事業</b></p> <p>共働き家庭の増加に伴い、孫と接する機会が増すと思われる高齢者に、育児講座などを通して男女共同参画に関する正しい理解を促進します。</p>	男女共同参画センター	育児講座開催回数	— 1回/年



## 施策の方向8-2 高齢者の自立の支援

高齢者が経済的にまた生活者として自立し、健康に生活できる環境を実現するため、高齢者の健康維持を図るとともに、生活スキルの向上や経済的自立を支援していきます。また、高齢者の生きがいづくりに向けた地域活動への参加支援に取り組みます。

### 高齢世代の男性の家事・介護能力の習得

事業名／事業概要	担当課	指標名	現 状
			目 標
<b>&lt;86&gt;男性応援講座の開催(再掲)</b> 日常生活の中で家事に参加することが少ない男性が自立した高齢期を過ごすことができるよう、必要な知識と技術を身につけるための講座を開催します。	男女共同参画センター	男性応援講座の開催回数	5回/年
			7回/年
<b>&lt;87&gt;家族介護教室・家族介護者交流事業</b> 介護の知識や技術を習得するとともに、介護の孤立化を防止するために開催する、家族介護教室や家族介護者の交流会へ男性が参加するよう働きかけます。	高齢福祉課 (各地域包括支援センター)	講座実施回数	21回/年
			27回/年

### 高齢者の経済的な自立を支える就労支援

事業名／事業概要	担当課	指標名	現 状
			目 標
<b>&lt;88&gt;豊田市就労支援室の運営(再掲)</b> 就労支援室において、就労を希望する高齢者のための求人情報の提供や職業相談を行い、その就業を支援します。	産業労政課	相談件数	3,043人/年
			3,500人/年
<b>&lt;89&gt;生きがい就労紹介事業の実施</b> 定年後も個人が能力を発揮し、生き生きとした生活を実現できるよう、シルバー人材センターの窓口において、短期的・臨時的な就業機会の提供や技能講習会の開催、就業に関する相談などを行います。	生涯学習課	窓口利用者数	6,000人/年
			6,500人/年

## 高齢者の生きがいづくりと地域社会での活躍の場の提供

事業名／事業概要	担当課	指標名	現 状
			目 標
<b>&lt;90&gt;高年大学事業の充実</b> 高齢者の健康づくり、地域活動への参加や生活能力の向上など学びながら仲間づくりをするなど、心身ともに豊かに高齢期を過ごすための生涯学習の場を提供する高年大学を充実します。	生涯学習課	入学者数	142人/年 (H21)
			150人/年
<b>&lt;91&gt;生きがいづくり水先案内人</b> 高齢者の地域社会への参画を促すため、生きがいづくりや生きがい探しに向けた講座の企画を立案し、高齢者自らがセカンドライフをデザインできるように支援します。	生涯学習課	講座実施回数	5回/年
			5回/年
<b>&lt;92&gt;シニア世代向けの男女共同参画推進事業(再掲)</b> <b>新規事業</b> <b>重点事業</b> 団塊世代がスムーズに地域で活動できるよう、交流館におけるシニア世代向けの講座を開催し、地域における男女共同参画についての理解を促進します。	生涯学習課、 男女共同参画センター	シニア世代向け講座数	—
			6講座/年

## 高齢者の健康づくりの推進

事業名／事業概要	担当課	指標名	現 状
			目 標
<b>&lt;93&gt;元気アップ教室・里山健康学び舎事業</b> 高齢者が健康で自立した生活を送るために、身近な自治区集会所などで、健康チェック、家庭でできる簡単な体操、頭の体操、レクリエーション、ワンポイント・アドバイスなどを実施します。	健康増進課	教室の開催回数	6回/年 (H21)
			4回/年*
	地域保健課	事業実施ヶ所数	4ヶ所
			25ヶ所

※目標値が現状値より少ないのは、毎年4回ずつ開催することにより、各小学校区に概ね1ヶ所開催する目標をほぼ達成できる見込みであるため。

## 指針9 安心して介護でき介護を受けられる体制を構築します

### 施策の方向9-1 家庭における介護の共同化

家族が互いに協力し合いながら介護に当たることが出来るよう、意識啓発や介護技術の習得等に必要な講座等を実施します。

#### 家庭における介護能力の向上支援

事業名／事業概要	担当課	指標名	現 状
			目 標
<b>&lt;94&gt;家族介護教室・家族介護者交流事業(再掲)</b> 高齢者を介護する家族やそれを支える地域住民が介護に関する適切な知識や技術を習得するための家族介護教室や介護者が情報交換や意見交換等ができる家族介護者の交流会を開催します。	高齢福祉課 (各地域包括支援センター)	講座実施回数	21回/年
			21回/年

### 施策の方向9-2 地域における介護支援体制の構築

高齢者をはじめすべての市民が安心して地域で暮らせるよう、ボランティアとの連携を図りながら、高齢者の見守り体制や生活支援体制を整備します。

#### 地域で高齢者を支える支援ネットワークの構築

事業名／事業概要	担当課	指標名	現 状
			目 標
<b>&lt;95&gt;お元気ですかボランティア養成及びお元気ですか訪問</b> <b>新規事業</b> ひとり暮らしの高齢者が安心して暮らせるとともに、日常的な安否確認と孤独感の解消を図ることを目的に、民生委員と連携を図りながら、高齢者の自宅を訪問するボランティアを養成します。また、支援が必要と思われる高齢者については、地域包括支援センターや民生委員等と連携して必要な支援を行います。	高齢福祉課	登録者数(上段) 訪問回数(下段)	—
			50人 5,400回/年
<b>&lt;96&gt;高齢者見守り地域ネットワーク体制の構築</b> (豊田市ささえあいネット) <b>新規事業</b> 安心して暮らせる地域づくりを目的として、高齢者を見守るために地域に密着したネットワーク体制を構築し、孤独死、虐待などの早期発見と見守り支援の体制を強化します。	高齢福祉課	協力機関数	—
			400件



## ⑤ 全てを支える行政基盤

### 5-1 現状と課題

「クローバープラン」では、男女共同参画社会をリードする職員を育成するため、職員の男女共同参画の理解促進や人権侵害の解消に向けた取組を進めてきました。また、昇進機会の男女平等を実現するための取組や、配布物等における男女平等表現の徹底に取り組みました。さらに、職員が安心して子育てできる仕組みの構築も進めてきました。

引き続き、地域の規範となる組織であるとともに、地域の男女共同参画を牽引するために、職員の男女共同参画意識の徹底や男女平等な職場環境の構築に取り組む必要があります。

### 5-2 目標と取組の方向性

男女共同参画社会を実現するために、地域の模範となる組織を目指します。

そのために、すべての職員が男女共同参画を正しく理解し、

地域と共働して行政運営に取り組みます。

市役所が男女共同参画社会を実現していく模範的な職場となる必要があります。そのために、職場における男女不平等の解消や女性職員の育成、職員の育児・介護休業などの利用促進を進めていきます。

また、職員一人ひとりが、男女共同参画の理念を正しく理解し、かつ市民や企業と共働できる体制を整えていきます。

### 5-3 具体的な取組

#### 基盤-1 男女が共に認め支え合う職場環境の充実

市役所を男女共同参画が実現した模範的な職場とするため、セクハラなどの人権侵害の解消や職員のワーク・ライフ・バランスを実現するための育児休暇・介護休暇等の利用促進などの多様な就労形態の実現を図ります。

#### 職場における人権侵害の解消

事業名／事業概要	担当課	指標名	現 状
			目 標
<p>&lt;97&gt;セクハラ苦情対策委員会の周知</p> <p>職場におけるセクシュアルハラスメントの被害を受けた職員が気軽に相談できるようセクハラ苦情対策委員会の周知を図ります。</p>	人事課		実施

#### 多様な就労形態を実現する仕組みの構築

事業名／事業概要	担当課	指標名	現 状
			目 標
<p>&lt;98&gt;育児休業者の職場復帰支援プログラム研修の実施</p> <p>育児休業者が復帰する前に復帰支援プログラム研修を開催し、新規導入や変更された制度等の説明や、市制の動向の紹介、復帰した先輩との意見交換などにより、円滑な職場復帰を支援します。</p>	人事課	復帰支援プログラム研修の開催	1回/年
			1回/年
<p>&lt;99&gt;女性マネージャーのためのグレードアップ研修への派遣</p> <p>女性職員のロールモデルとなる女性管理職を育成し、キャリアアップ<sup>16</sup>やスキルを習得するため、女性管理職のグレードアップワークショップ研修に職員を派遣するなど、マネジメントスキルの向上を図ります。</p>	人事課	女性マネージャーのためのグレードアップ研修への派遣	1回/年
			1回/年
<p>&lt;100&gt;子育てハンドブックの作成・配布</p> <p><b>新規事業</b></p> <p>妊娠・出産・育児に関する各種制度等をわかりやすくまとめた「子育てハンドブック」改訂版を作成し、職員へ周知を図ります。また「所属長向け概要版」を作成し所属長に配布します。</p>	人事課		作成・配布

16: 工作上必要な資格や能力を取得して、職務経歴を高めることを指します。

## 基盤-2 地域の男女共同参画を索引する行政基盤の確立

男女共同参画を推進する主体として、市職員に対する男女共同参画意識の徹底を図ります。また、組織内での男女共同参画を推進するために、様々なルールや体制を構築していきます。

### 行政関係者に対する男女共同参画意識の徹底

事業名／事業概要	担当課	指標名	現 状
			目 標
<b>&lt;101&gt;市職員を対象とした男女共同参画研修の実施</b> 市民や企業に働きかける立場にある市のすべての職員が男女共同参画を正しく理解するために、職場研修や新規採用職員を対象とした男女共同参画研修を実施します。	人事課	男女共同参画研修実施	各1回/年
			各1回/年
<b>&lt;102&gt;Eラーニングを活用した市職員を対象とした意識調査</b> <b>新規事業</b> Eラーニング等を活用して市職員の意識調査を実施し、男女共同参画に関する意識や実態を把握します。	男女共同参画センター	実施	

### 男女共同参画を支える組織マネジメント体制の確立

事業名／事業概要	担当課	指標名	現 状
			目 標
<b>&lt;103&gt;女性職員育成計画の策定</b> 長期間職場を離れていた育児休業取得者、主に女性職員の復帰後の職場での自己実現や能力育成支援のため、育児休業復帰後の職員に限らず女性職員全体の育成計画を策定します。	人事課	策定	
<b>&lt;104&gt;刊行物ガイドラインの作成</b> <b>新規事業</b> 固定的な性別役割分担意識からくる表現など、男女共同参画推進においてふさわしくない表現を行わないために、市の刊行物に関するガイドラインを作成します。	広報課、男女共同参画センター	作成	
<b>&lt;105&gt;市役所が実施する講座での託児サービスの実施</b> <b>新規事業</b> 子育て中の男女のスキルアップを支援するため、市が主催する講座について、託児サービスを促進します。また、交流館で開催する講座についても託児サービスを促進します。	生涯学習課、男女共同参画センター	託児サービス付講座数	—
			5回/年



## Ⅳ 計画の推進にあたって

# IV 計画の推進にあたって



## 1 数値目標の設定による進捗管理

プランは策定するだけでは意味はなく、常にその進行状況を管理し、取組の成果を明らかにし、その成果をもとに改善を行っていくPDCA(Plan〈計画〉→Do〈実行〉→Check〈評価〉→Action〈行動〉)サイクルを構築してこそ、はじめてその真価を発揮することが出来ます。特に昨今の厳しい経済情勢の中、事業を効率的かつ効果的に実施していくことは非常に重要であり、そのためにもプランの進捗状況を的確に把握することは極めて重要です。

「クローバープラン」においても、プラン全体でのアウトカム指標(成果指標)と各事業のアウトプット指標(事業量指標)を定め、プランの進捗状況を管理する仕組みを設けていました。本プランにおいても同様にプラン全体でのアウトカム指標を定めるとともに、各事業についてもアウトカム指標もしくはアウトプット指標を定め、各指標の目標値を設定しており、これらの指標を活用して、常にプランの進捗状況と取組の成果を把握し、着実に事業を進捗していきます。

## 2 主体の役割分担

基本理念でも明らかにしたとおり、本プランの目標の実現にあたっては、行政だけではなく、家庭や学校、企業など地域を構成する主体との連携が必要不可欠です。そのため、ここでは、特に5つの重点的な取組ごとに市民や企業・事業者が具体的にどういった取組を目指すべきかを明らかにするとともに、それぞれの「施策の方向」ごとに、関連する主体を明らかにしました。

市民や企業・事業者は、行政との連携・協調を図りながら、それぞれの取組を進めるとともに男女共同参画社会の構築を目指していくことが求められます。

ライフステージごとの市民・企業・事業者の行動指針

	指 針	市 民	企業・事業者
Ⅰ 命をはぐくむ	①新しい命を育む健康な母体を支えます	●家庭や地域コミュニティを通じて健康な母体づくりを支援します。	●母体の健康に配慮できる職場環境を構築します。
	②男女がともに安心して子育てできる社会を実現します	●男女が協力して子育てを行います。 ●地域社会を通じて子育て世帯を支援します。	●育児と仕事を両立できる職場環境を構築します。 ●社会全体で子育てを行うことを念頭に子育て支援を行います。
Ⅱ 個を尊ぶ・育てる	③男女共同参画に関する保育・教育を推進します	●家庭や地域社会を通じて、正しい男女共同参画に関する理解を持った自立した子どもを育てます。	
	④社会全体で子どもを見守り育成します	●家庭、学校、地域社会を通じて子どもの健全育成に努めます。	
Ⅲ 共に働き、共に生きる	⑤男女の人権を守り尊重します	●人権に対する正しい理解を深め、相手を尊重し、人権侵害や暴力を根絶します。	●男女がともに認め合い不当な差別を受けることなくその能力を発揮することができる環境を構築していきます。 ●職場におけるセクシュアルハラスメントなどの人権侵害を解消します。
	⑥家庭・地域・職場における男女共同参画を推進します	●様々な場面で、正しい男女共同参画や人権に対する理解を深めていきます。 ●それぞれが互いに協力しながら、子育てや家事、地域活動に取り組みます。	
	⑦個人が多様な能力を発揮する機会を提供します	●仕事との調和を図りながら、家事や地域活動に参加します。	●社員が仕事・家庭・地域活動等の調和を図り就労できる職場環境を構築します。
Ⅳ 老いを支える・老いを生きる	⑧高齢者が自立して生き生きと暮らせる社会を実現します	●男女共同参画に対する正しい理解を深めます。 ●健康づくりや積極的な地域社会への参加により、生きがいを持って生活していきます。	●社員の退職後のライフプランの構築を支援など、社員が退職後も生き生きと暮らせるよう支援します。
	⑨安心して介護でき、介護を受けられる体制を構築します	●必要な能力を身につけ、介護の共同化や地域社会を通じた高齢者世帯の支援に取り組みます。	●社員が安心して介護と仕事を両立できる体制を構築します。

「施策の方向」ごとの関係主体(目標の達成に関与する主体)

番号	施策の方向	個人	家庭	学校	地域 コミュニティ	企業・ 事業所	行政	その他
<b>ライフステージ1:命をはぐくむ</b>								
1-1	女性の健康対策の充実	○		○		○	○	
1-2	安全・安心に妊娠・出産できる母体の心身の健康確保	○	○		○		○	○
1-3	安全・安心に妊娠・出産できる家庭や職場環境の整備		○		○	○	○	
2-1	育児の共同化の推進	○	○				○	
2-2	ひとり親家庭の自立促進		○				○	
2-3	保育・託児機能の充実					○	○	
2-4	地域で子育てを支援する環境の構築	○	○		○		○	
<b>ライフステージ2:個を尊び・育てる</b>								
3-1	正しい男女共同参画意識を育てる教育環境の構築		○	○	○		○	
3-2	子どもをはぐくむ保護者への男女共同参画の理解の促進		○				○	
3-3	人権と性の尊重意識の醸成		○	○			○	
4-1	子どもを見守る体制の構築				○		○	
4-2	子どもの権利の正しい理解の推進と保護	○	○	○			○	○
<b>ライフステージ3:共に働き・共に生きる</b>								
5-1	正しい人権意識の尊重と人権侵害の解消	○		○			○	
5-2	DV対策の推進	○		○	○		○	○
6-1	市民への男女共同参画意識の醸成	○	○		○		○	
6-2	家庭における男女共同参画の推進		○				○	
6-3	地域活動における男女共同参画の推進				○		○	
6-4	職場における男女不平等の解消					○	○	
7-1	就業支援の充実				○	○	○	
7-2	様々な地域活動への参画機会の提供と活動の支援	○					○	
7-3	ワーク・ライフ・バランスを実現する職場環境の充実	○				○	○	

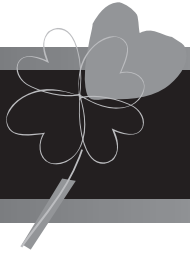


番号	施策の方向	個人	家庭	学校	地域 コミュニティ	企業・ 事業所	行政	その他
<b>ライフステージ4:老いを生き・老いを支える</b>								
8-1	高齢世代への男女共同参画意識の啓発	○	○				○	
8-2	高齢者の自立の支援	○			○	○	○	
9-1	家庭における介護の共同化		○		○	○	○	
9-2	地域における介護支援体制の構築				○		○	
<b>全てを支える行政基盤</b>								
基盤-1	男女が共に認め支えあう職場環境の充実						○	
基盤-2	地域の男女共同参画を牽引する行政基盤の確立						○	

注) 各「施策の方向」の目標を達成するために協力や行動が必要な主体に○を記載している。







## 參考資料

参考資料1：新プラン策定の過程

日 程	主 な 事 項
平成20年6月	<p>第1回 豊田市男女共同参画推進懇話会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画に関する意識調査について</li> </ul>
平成20年7月	<p>第2回 豊田市男女共同参画推進懇話会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画に関する意識調査について</li> </ul> <p>第1回 豊田市男女共同参画推進連絡会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画に関する意識調査及び新プラン骨子案作成について</li> </ul>
平成20年8月	<p>男女共同参画に関する意識調査の実施(20歳以上の男女各1,500人)</p>
平成20年12月	<p>第3回 豊田市男女共同参画推進懇話会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画に関する意識調査結果及び新プラン骨子案について</li> </ul>
平成21年3月	<p>第4回 豊田市男女共同参画推進懇話会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画に関する意識調査結果報告書及び新プラン骨子案について</li> </ul> <p>ワークショップの開催(公募市民及び関係団体より11名が参加)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●これまでの生活や活動を通じて、男女共同参画の観点から感じる事</li> <li>●課題を解決するために誰が何をすべきか</li> </ul>
平成21年5月	<p>第1回 豊田市男女共同参画推進連絡会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画に関する意識調査結果概要及び新プラン骨子案について</li> </ul>
平成21年6月	<p>第1回 豊田市男女共同参画推進懇話会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画に関する意識調査結果概要及び新プラン骨子案について</li> </ul>
平成21年7月	<p>第2回 豊田市男女共同参画推進懇話会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●新プラン(素案)について</li> </ul>
平成21年11月	<p>新プラン(素案)の公表 パブリックコメントの実施</p>
平成21年12月	<p>第3回 豊田市男女共同参画推進懇話会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●新プラン(案)について(施策体系、事業、成果指標等について)</li> <li>●パブリックコメント等取りまとめ結果について</li> </ul>
平成22年2月	<p>第2回 豊田市男女共同参画推進連絡会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●新プラン(案)について</li> </ul>
平成22年3月	<p>第4回 豊田市男女共同参画推進懇話会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●新プラン(案)について</li> </ul>

参考資料2：豊田市男女共同参画推進懇話会委員

平成20年度

備考：◎は座長、○は副座長を示す。

氏名	職名
◎石田路子	城西国際大学 准教授
○石月静恵	桜花学園大学 教授
秋山道子	女性団体代表（豊田市ファミリー・サービス・クラブ会長）
岡田卓二	豊田市区長会 理事
御領陽子	トヨタ自動車(株) BRキャリア・ライフデザイン室長
深見強	連合愛知豊田地域協議会 副代表
清水和雄	豊田市小中学校校長会 役員
平吹洋子	豊田市教職員組合女性部 部長
黒川弘美	公募委員
伊藤直美	公募委員

平成21年度

備考：◎は座長、○は副座長を示す。

氏名	職名
◎石田路子	城西国際大学 教授
○石月静恵	桜花学園大学 教授
梅村章子	女性団体代表（豊田市ファミリー・サービス・クラブ会長）
松谷稔康	豊田市区長会 理事
御領陽子	トヨタ自動車(株) 人材開発部キャリア・ライフデザイン室長
富士本浩幸	連合愛知豊田地域協議会 副代表
清水和雄	豊田市小中学校校長会 役員
若月めぐみ	豊田市教職員組合女性部 部長
黒川弘美	公募委員
伊藤直美	公募委員

※委員及び職名は年度当初のもの

(敬称略)

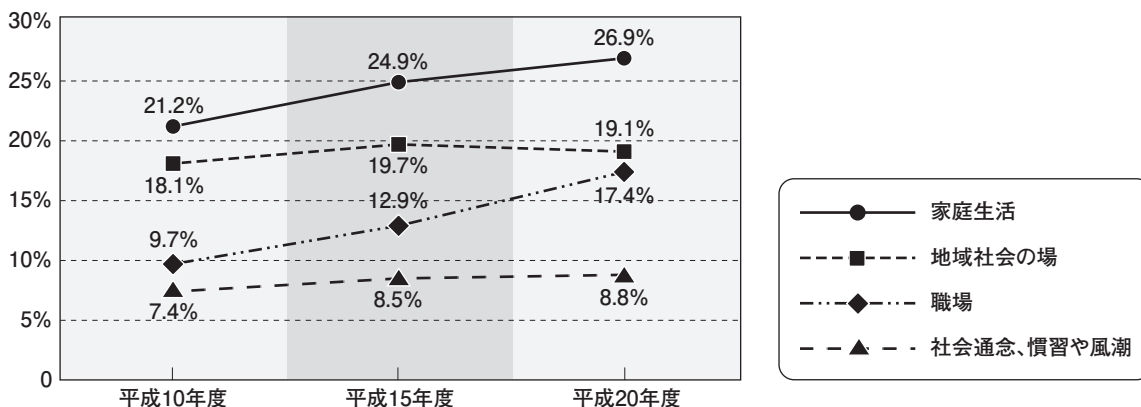
## 1 男女が平等であると考えている市民の割合

<指標の設定及び目標値設定の根拠等>

■男女が平等であると考えている市民の割合

評価指標	評価指標設定理由	現状値	現状値の根拠	目標値	目標値設定の根拠
家庭生活	男女共同参画社会を実現するためには、様々な分野における市民の男女平等意識が増すことが必要なため	26.9%	平成20年度「男女共同参画に関する意識調査」結果	35.0%	過去10年の伸び率及び前回の目標値から算定
社会通念、慣習や風潮		8.8%		20.0%	過去10年の伸び率及び前回の目標値から算定
職場		17.4%		30.0%	過去10年の伸び率及び前回の目標値から算定
地域社会の場		19.1%		30.0%	過去10年の伸び率及び前回の目標値から算定

<目標値設定の根拠となる参考データ>



## 2 男女共同参画センター利用者数

<指標の設定及び目標値設定の根拠等>

評価指標	評価指標設定理由	現状値	現状値の根拠	目標値	目標値設定の根拠
男女共同参画センター利用者数	男女共同参画社会推進拠点であるセンターは、男女共同参画に関する掲示、図書等を多数設置しており、利用者の増加が男女共同参画を理解する市民の増加につながるため	27,714人	平成20年度センター利用者数	33,000人	5年間平均値の約5%アップの33,000人を目指す

<目標値設定の根拠となる参考データ>

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
利用者数(人)	32,641	32,693	33,627	31,895	27,714

### 3 審議会における女性委員割合

#### <指標の設定及び目標値設定の根拠等>

評価指標	評価指標設定理由	現状値	現状値の根拠	目標値	目標値設定の根拠
審議会における女性委員割合	女性の政策決定の場への参画と多様な意見を行政に反映する観点から、審議会、地域会議の女性委員割合を増加させることが必要なため	25.4%	H20年度実績	30.0%	「審議会等の設置及び運営に関する指針」において、幅広く市民の声を聞き、開かれた行政運営を推進するために「男性及び女性の割合が構成員数の30%以上になるように努める」こととなっており、これを達成するために30%を目指す

#### <目標値設定の根拠となる参考データ>

◆審議会の女性委員の割合の推移は以下のとおりであり、25%前後を横ばいで推移している。

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
審議会等	—	28.2%	28.6%	25.3%	25.4%

◆国においては、平成18年4月に男女共同参画推進本部において「男女のいずれか一方の委員が平成32年までに委員総数の10分の4未満とまらない状態を達成」としている。また、愛知県の「あいち男女共同参画プラン21(改定版)」では、平成22年度末の目標値を35%と設定している。

指標値	目標値	出典
男女のいずれか一方の委員の数	平成32年までに委員総数の10分の4未満とまらない状態を達成	平成18年4月男女共同参画推進本部決定
県の審議会等に占める女性委員の割合	35%(平成22年度末)	あいち男女共同参画プラン21(改定版)

### 4 地域会議における女性委員割合

#### <指標の設定及び目標値設定の根拠等>

評価指標	評価指標設定理由	現状値	現状値の根拠	目標値	目標値設定の根拠
地域会議における女性委員割合	女性の政策決定の場への参画と多様な意見を行政に反映する観点から、審議会、地域会議の女性委員割合を増加させることが必要なため	22.0%	H20年度実績	30.0%	審議会委員と同等の30%を目指す

#### <目標値設定の根拠となる参考データ>

◆地域会議の女性委員の割合の推移は以下のとおりであり、平成18年度以降22%前後で推移している。

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
地域会議	—	19.6%	22.5%	21.8%	22.0%



## 5 家庭において夫婦が共同で行っている割合

<指標の設定及び目標値設定の根拠等>

■家庭において夫婦が共同で行っている割合

評価指標	評価指標設定理由	現状値	現状値の根拠	目標値	目標値設定の根拠
家事	男女共同参画社会を実現するためには男性の家事・育児参加が必要なため	15.1%	平成20年度「男女共同参画に関する意識調査」結果	30.0%	過去10年の伸び率から算定
子育て		42.7%		60.0%	過去5年の伸び率から算定

<目標値設定の根拠となる参考データ>

◆男女共同参画に関する意識調査による家事および子育てにおける「家庭において夫婦が共同で行っている割合」の過去3回分のデータは以下のとおり。

	H10年度	H15年度	H20年度
家事	6.9%	12.1%	15.1%
子育て	—	34.2%	42.7%

## 6 被害者支援グループ数

<指標の設定及び目標値設定の根拠等>

評価指標	評価指標設定理由	現状値	現状値の根拠	目標値	目標値設定の根拠
被害者支援グループ数	DV支援において、行政では対応できない部分を担う民間団体の育成が必要なため	—	把握している範囲では、市内に支援グループはない	1	行政では対応しきれない部分を担ってもらう民間支援グループを少なくとも1グループは育成する

## 7 女性相談窓口の認知度

<指標の設定及び目標値設定の根拠等>

評価指標	評価指標設定理由	現状値	現状値の根拠	目標値	目標値設定の根拠
女性相談窓口の認知度	DV被害者の6割が相談していない現状を踏まえ、相談窓口の認知度が上がることにより、被害者の支援につながるため	36.4%	平成19年度「女性への暴力に関する意識と実態調査」結果	50.0%	平成19年度調査の36.4%を根拠に50%を目標とする

<目標値設定の根拠となる参考データ>

◆女性相談窓口(クローバーコール)の認知度は、過去5年間で16.9%から2倍以上の36.4%まで増加している。

	H14年度	H19年度
クローバーコールの認知度	16.9%	36.4%

## 8 愛知県ファミリー・フレンドリー企業に登録した市内企業数

### <指標の設定及び目標値設定の根拠等>

評価指標	評価指標設定理由	現状値	現状値の根拠	目標値	目標値設定の根拠
愛知県ファミリー・フレンドリー企業に登録した市内企業数	ワーク・ライフ・バランスを実現するには企業の理解や協力が必要であり、登録企業数の増加は取組を進める企業の増加につながるため	60社	平成21年12月現在の登録数	150社	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平成23年4月から次世代法の一般事業主行動計画届出義務が従業員100人以上に拡大する</li> <li>●従業員100人以上の事業所が市内で255社あるため、半数強の150社を目指す</li> </ul>

### <目標値設定の根拠となる参考データ>

◆平成18年度の事業所統計調査によると、従業員規模別の市内の事業所数は以下のとおりであり、100人以上の企業が255社となっている。

	1～19人	20～99人	100～299人	300～999人	1,000人以上	派遣・下請のみ	計
事業所数	12,059	1,407	181	58	16	16	13,737

◆愛知県の「あいち男女共同参画プラン21(改定版)」では、平成22年度末の目標値を200社と設定している。

指標値	目標値	出典
愛知県ファミリー・フレンドリー企業数	平成22年度200社 (注)すでに平成21年度末で424社	あいち男女共同参画プラン21(改定版)

## 9 現実に仕事を優先している人の理想とのギャップ

### <指標の設定及び目標値設定の根拠等>

ギャップを感じている人の割合と

評価指標	評価指標設定理由	現状値	現状値の根拠	目標値	目標値設定の根拠
現実に仕事を優先している人の理想とのギャップ	仕事、家庭、プライベートの優先度を自らの希望するバランスで選択できることが望ましいが、現実には仕事優先になっている 従って、仕事を優先している人の理想と現実のギャップを埋めることがワーク・ライフ・バランスの実現につながるため	男性 32.3% 女性 78.5%	平成20年度「男女共同参画に関する意識調査」結果	男性 25.0% 女性 50.0%	ギャップを感じている人の割合を男性約1/3の現状値(32.3%)を1/4(25%)に、女性約3/4の現状値(78.5%)を1/2(50%)にそれぞれ減少させることを目指す

### <目標値設定の根拠となる参考データ>

◆平成20年度の男女共同参画に関する意識調査で、現実に仕事を一番優先している人が、理想として何を一番にしているかを整理したものが下表である。現実に仕事を一番優先している人は女性では195人、男性では431人であり、そのうち、仕事以外のものを一番としたいと考えている人の割合は女性で153人(78.5%)、男性で139人(32.3%)となっている。

	仕事 A	家庭 B	プライベート C	無回答 D	計 E(A+B+C+D)	仕事以外の数 F(B+C+D)	ギャップ F/E
女性	42人	127人	24人	2人	195人	153人	78.5%
男性	292人	107人	30人	2人	431人	139人	32.3%

## 10 待機児童への対応（こども園の定員数）

<指標の設定及び目標値設定の根拠等>

評価指標	評価指標設定理由	現状値	現状値の根拠	目標値	目標値設定の根拠
待機児童への対応（こども園の定員数）	子育て中の女性が就労して自立していくためには、子どもを安心して預けられる環境の整備が必要のため	11,505人	平成20年度こども園の定員数	11,800人	子ども総合計画における平成26年度目標値から算出

## 11 シニア世代向けの男女共同参画推進事業

<指標の設定及び目標値設定の根拠等>

評価指標	評価指標設定理由	現状値	現状値の根拠	目標値	目標値設定の根拠
シニア世代向けの男女共同参画推進事業	高齢者の男性が生活者としての自立するために、男女共同参画の理解と実践に結びつく講座を実施することが必要のため	—		6事業	現在、交流館で実施しているシニア向けの講座（55歳以上対象講座、30講座）のうち、少なくとも2割の6事業の実施をめざす



## 男女共同参画社会基本法(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

### ■目次

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### (男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

#### (社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担

等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女



共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
  - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
  - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。



2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

## 附 則 (抄)

(施行期日)

### 第一条

この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

### 第二条

男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

### 第三条

前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

## 附則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

### 第一条

この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(職員の身分引継ぎ)

### 第三条

この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省(以下この条において「従前の府省」という。)の職員(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びに これらに類する者として政令で定めるものを除く。)である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省(以下この条において「新府省」という。)又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。 一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

### 第三十条

第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

## 附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

### 【男女共同参画社会】

男女が社会を構成する対等なパートナーとして、政治や仕事、家庭などあらゆる分野に参画し、喜びも責任もともに分かちあう社会をいいます。

---

### 【ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)】

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活などにおいて、自らが希望するバランスのとれた生活を送ることを指します。そのような生活を実現させるためには、働き方の見直しや家庭における家族の役割分担などが必要とされています。

---

### 【男女共同参画社会基本法】

男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、男女共同参画社会の形成に向けた基本理念を定め、国や地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めている法律で、平成11年に成立しました。基本理念としては、男女の人権の尊重・社会における制度又は慣行についての配慮・政策等の立案及び決定への共同参画・家庭生活における活動と他の活動の両立・国際的強調の5つが挙げられています。

---

### 【ドメスティック・バイオレンス(略称:DV)】

配偶者(事実婚、別居を含む)やパートナーなど親密な関係にある、またはあった人から振るわれる暴力のことをいいます。暴力には殴る蹴るなどの身体的暴力のみならず、大声でどなる、外出や交友関係を制限する、生活費を渡さない、性行為を強要する、といった精神的な苦痛や経済的な抑圧なども含まれます。近年は、結婚していない男女間での暴力、「デートDV」も問題となっています。

---

### 【配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(略称:DV防止法)】

DVは家庭内の問題として捉えられ、被害者の救済が必ずしも十分に行われていませんでしたが、平成13年に制定された同法により、DV加害者に対して被害者への接近禁止命令や住居からの退去命令などを発することができるようになりました。

---

### 【ジェンダー】

生物学的な性別ではなく、「女らしさ、男らしさ」など文化的・社会的につくられた性別をさします。例えば「男は仕事・女は家庭」という性別役割分業などは、個人の個性や能力と関わりなく、「男・女」の性別による役割が与えられているものです。このような考え方に縛られることは、男性にとっても女性にとっても生き方の幅を狭めることとなります。

---

## 【キャリアアップ】

仕事に必要な資格や能力を取得して、職務経歴を高めることを指します。

---

## 【子どもの権利】

子どもたちは、学校では、勉強・成績に関するストレス、不登校、いじめの問題を抱え、家庭や地域では、意見を押しつける親への不満・反発を抱えています。このような状況のなか、豊田市の子どもたちが安心して自分らしく生きていくことを支援するために、豊田市子ども条例では、子どもが安心して生きる権利、自分らしく生きる権利、豊かに育つ権利、参加する権利を保障し、子どもが幸せに暮らすことのできるまちづくりを実現するための市や市民、保護者、事業者等の責務を規定しています。

行政が策定する計画や立案する政策などは、常に本条例の規定に照らしてその妥当性がチェックされています。

---

## 【エンパワーメント】

社会的な力や能力をつけることをいいます。女性のエンパワーメントとは、女性自身がジェンダーの問題に気づきその問題解決を図るために、自らの能力を高めて様々な社会の意思決定過程等に参加していくことを意味します。

---

## 【ワークショップ】

参加者が自主的に参加し、グループのなかで経験や知識を共有しながら、何かを学びあったり創造したりする、双方向的な学びのスタイルです。

---

## 【Eラーニング】

Electronic Learning の略称で、パソコンやインターネットなどの情報技術を利用して学習するスタイルのことです。

---

## 【配偶者暴力相談支援センター】

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」により、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、相談、カウンセリング、一時保護などを行うほか、自立した生活促進のため、就業の促進、住宅の確保、援護や保護命令制度などの利用に関する情報提供、援助などを行う施設。

---

### 【とよた男女共同参画センター(キラッ☆とよた)】

豊田市が設置・運営している男女共同参画社会実現のための拠点施設で、情報誌の発行、セミナー・講座やイベントの開催、女性団体支援等様々な活動を行っています。

### 【クローバーコール】

豊田市が運営している、悩みや問題をかかえた女性のための電話相談のことです。専門の女性相談員が対応しています。

### 【子どもスマイルダイヤル】

豊田市が運営している、子どもが感じている身近な悩みやSOSへ対応するための電話相談のことです。子ども本人、保護者、教諭、関係者など、豊田市の子どもにかかわるすべての市民が相談することができます。独立性、第三者性の機能を持つ「子どもの権利擁護委員」が、相談に応じます。



### 【まーむ】

豊田市が作成した、妊娠イメージキャラクターのことです。豊田市在住、在勤の妊娠中の人で、すこやか親子手帳(母子健康手帳)交付を受けている方ならどなたでも受け取ることができます。公共交通機関の利用や運転時など、周囲の人々が妊婦さんに配慮を示しやすいように、「ストラップ」「車用サイン」等にして配布しています。また、受動喫煙の防止などを周囲の方々へ周知していくものでもあります。



妊娠イメージキャラクター  
「まーむ(母夢)」

### 【ファミリー・フレンドリー企業】

男女ともに仕事と家庭の両立ができる様々な制度と職場環境を持つ企業のことをいいます。厚生労働省では、ファミリー・フレンドリー企業に向けた取組を積極的に行い、その成果があがっている企業を表彰していますが、愛知県でも、従業員の子育て支援に取り組む企業を奨励・支援し、その取り組みを広く紹介することを目的に、登録制度を設けています。

### 【とよたファミリー・サポート・センター】

地域において、子育ての援助を受けたい人と援助をしたい人がお互いに助け合う会員組織です。市内在住・在勤で小学6年生以下の子どもを養育している方なら誰でも援助を依頼することができます。会員になるにあたっては、依頼する方にも、協力する方にも、講習会を受けていただきます。

## 【地域会議】

豊田市では平成17年4月の市町村合併を機に、同年9月に制定された豊田市まちづくり基本条例を受けて共働によるまちづくりを推進するために都市内分権を進めています。地域会議は、住民の多様な意見の集約と調整を行い、共働によるまちづくりの推進役となる組織として市内26地域に設立され、地域課題やまちづくりについて、地域としてどう解決するかを検討しています。

---

## 【豊田市DV対策基本計画】

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」及び国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」に基づき、豊田市における配偶者からの暴力の防止や被害者の相談、保護から自立に至る支援体制を充実するために策定されました。

---

---

第2次 とよた男女共同参画プラン(クローバープランⅡ)  
平成22年3月発行  
とよた男女共同参画センター

住 所 〒471-0034 愛知県豊田市小坂本町1-25 豊田産業文化センター2階  
電 話 0565-31-7780  
F A X 0565-31-3270  
U R L <http://www.hm4.aitai.ne.jp/~clover/>  
E-mail [clover@city.toyota.aichi.jp](mailto:clover@city.toyota.aichi.jp)

---







第2次  
とよた男女共同参画プラン  
クローバープランⅡ